

第一類 第二号

第六十八回国会

地方行政委員会議録 第五号

(八九)

昭和四十七年三月十四日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事

上村千一郎君

理事

大石 八治君

理事

塩川正十郎君

理事

永光君

理事

山口 鶴男君

理事

小濱 新次君

理事

高島 修君

理事

橋本 登義郎君

理事

山口 鶴男君

理事

中村 弘海君

理事

山口 鶴男君

理事

津川武一君紹介

同(山原健二郎君紹介)

同(米原利君紹介)

同(米原利君紹介)

地方財政確立に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇一号)

同(山原健二郎君紹介)(第一四〇二号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇三号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇四号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇五号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇六号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇七号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇八号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四〇九号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

市街化区域内農地の宅地並み課税反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第一四一〇号)

理事

上村千一郎君

理事

大石 八治君

理事

塩川正十郎君

理事

永光君

理事

山口 鶴男君

理事

新次君

理事

高島 修君

理事

橋本 登義郎君

理事

山口 鶴男君

理事

中村 弘海君

理事

山口 鶴男君

理事

鶴男君

紹介

利秋君

紹介

利秋君

紹介

利秋君

紹介

利秋君

紹介

利秋君

紹介

利秋君

理事

横山 利秋君

理事

中島 茂喜君

理事

喜一君

紹介

民輔君

紹介

民輔君

紹介

民輔君

紹介

民輔君

紹介

民輔君

紹介

民輔君

理事

和田 一郎君

理事

横山 利秋君

紹介

利秋君

理事

小山 省一君

理事

渡海生三郎君

紹介

渡海生三郎君

理事

林 百郎君

理事

林 百郎君

紹介

林 百郎君

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

自治政務次官

紹介

自治政務次官

理事

自治政務次官

理事

あります。

昭和四十七年度におきましては、このような財政環境の変化に対応することができるよう、地方財源の確保に配慮しつつ、住民負担の軽減合理化を推進するとともに、長期的、計画的に地方の行政水準の一そうの向上をはかり、あわせて地方公営企業の健全化をさらに促進することを目指します。

次に、昭和四十七年度の地方財政計画の策定方針及びその特徴について申し上げます。

第一は、地方負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税などについて、その軽減合理化をはかることでありまして、減税額は、初年度千五十三億円となる見込みであります。

第二は、地方一般財源の伸びの鈍化、地方財源の大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財源の確保をはかることがあります。

このため、一、昭和四十七年度に限り、国の一般会計から臨時地方特例交付金千五十億円を交付税特別会計へ繰り入れ、二、交付税特別会計において、資金運用部資金から千六百億円を借り入れ、三、公共投資の拡大に伴う地方費の増加に対処するとともに、地域の特性に応じて生活関連社会資本の整備をはかるため、前年度に比し、四千九百八億円の地方債を増額する措置を講ずることといたしました。

また、沖縄の地方団体にかかる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金三百六十五億円を国的一般会計から交付税特別会計に繰り入れることといたしております。

第三は、地域経済社会の変動に対処し、住みよい環境づくりを推進することとあります。このため、国庫補助負担金、地方交付税及び地方債を通じて所要の財政措置を講ずることといたしております。

まず、人口急増地域については、義務教育施設の整備について国庫補助負担制度を充実改善するほか、各種生活関連公共施設の整備を促進するた

めの財政措置を講ずることといたしました。

一方、過疎地域については、過疎及び辺地対策の確保、集落整備等総合的な過疎対策の推進をはかることといたしました。

また、地域住民の生活環境の改善と安全をはかるため、引き続き、公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策及び消防救急対策についてその充実整備をはかることといたしてあります。

さらに、老人医療特別措置制度の確立等、社会福祉の充実、教育振興対策、消費者行政の推進

広域市町村圏の振興などについて必要な措置を講ずることといたしてあります。

第四は、各種長期計画の策定及び改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進することです。

このため、都市公園整備、治山、治水事業各五年計画等の策定及び改定に基づく明年度の事業の円滑な実施を確保するよう、所要の措置を講ずることといたしてあります。

また、地道、下水道、清掃施設、住宅等、住民の生活に直結する各種の公共施設を計画的に整備することといたしてあります。

第五は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることがあります。このため、公営企業金融公庫にかかる政府保証債のワクの拡大等により貸し付け資金を増額し、貸し付け条件を改善するとともに、地方道路公社等新たに融資対象に加え、その業務の充実をはかるほか、公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化をさらにすすめることといたしてあります。

第六は、財政運営の効率化を推進することともに、財政秩序を確立することとあります。そのために、財政秩序の合理化、既定経費の節減をはかるとともに、引き続き国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担の解消措置について検討し、また、住民の税外負担を解消するための措置を講ず

ることといたしてあります。

なお、そのほか、年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することといたしてあります。

以上の方針のもとに、昭和四十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は一兆七千四百九十八億円となり、前年度に対して二兆三百二十六億円、二〇・九%の増加となっています。

以上が昭和四十七年度の地方財政計画の概要であります。

○大野委員長 次に補足説明を求めます。鎌田財政局長。

○鎌田政府委員 簡単に補足説明を申し上げます。

ただいま、大臣から御説明申し上げましたように、明年度の地方財政計画の規模は十一兆七千四百九十八億円で、前年度に比べまして二兆三百二十六億円、二〇・九%の増になっております。この中には、沖縄分といたしまして、約一千億程度のものが含まれておりますので、その分を除きますと、伸び率は一九・八%でございます。前年度の伸び率が一九・六%でございましたので、〇・二%だけ伸び率が上回っております。こういうことでござります。

次に、歳入歳出に分けまして、簡単に御説明申し上げます。

歳入面でございますが、歳入の構成面から見ましても、明年度におきましては、地方税のウエートが減りまして、地方債並びに国庫支出金のウエートが高まつたということが歳入面における特徴かと存じます。

地方税の伸びは、去年に比べまして三千百八十八億円、七・七%の伸びでございます。これも、沖縄分を除外いたしましたと三千億ちょっと、七・五%の伸びになります。

特に、府県税の伸びが、法人関係税の伸びが鈍化いたしておりますので、五百五十三億、二・五%の伸びにしかなりません。

市町村税のほうは、二千五百六十五億、一四・一%の伸びでございますが、いずれにいたしまして、四十五年度から四十六年度にかけましては、地方税だけで六千八百億、二〇・二%伸びたものが、明年度はその半分以下であります。

おったものが、明年度はその半分以下であります。三千百十八億円しか伸びない。これが明年度の地方財政計画の編成を困難にした大きな原因でございます。

次に、地方交付税は、先ほど大臣の説明にございましたように、四千四百七十五億円、二十一・九%の伸びといたことでございます。この中から沖縄分を除きますと、本土分だけで、去年とことしと比較いたしますと、四千十八億、一九・六%の伸びが落ちております。

次に、地方債が四千九百八億円の増、約二・一倍になつておるわけでございまして、この中の三千五百億円は、明年度の地方財政対策分といたしまして、交付税、臨時特例交付金あるいは特会借入れ、そういうものと並びまして、この三千五百億円の地方債というものが、特に税収入の落ち込みのひどい团体に対する財政対策的な役割りを果たすというふうに相なろうかと思います。したがいまして、残りの一千四百八億円が通常ベースの地方債の伸びということに相なります。

地方債計画全体の規模は一兆七千一百七十八億円でございまして、前年に比べまして六〇%の伸び、六千四百十八億の増になつております。

ちなみに、重点といたしまして、公害対策、都市対策、過疎対策、こういうものに重点を置くことにいたしてあります。

これの資金構成といたしましては、政府資金が九千六百億円、前年に比べまして四八%の伸びに相なっております。

次に、国庫支出金でございますが、これは、団体の充実ということございまして、それに伴い予算の編成の重点が、公共投資の拡大、社会福祉の充実ということございまして、それに伴いまする国庫支出金が六千五百四十五億円、二七・三%の伸びになつております。

そのほか、歳入面におきましては、交通安全対特特別交付金が、前年の百三十七億円から三百十六億円で、二・三倍に著増しておる。

使用料、手数料の中でも、公立高校の授業料につきまして、学年進行で、新人生から五〇%の増額を予定をいたしておる。それに見合うものといたしまして、高校教材費等の需要費の増を歳出面において立てるおるわけでございます。その結果、歳入構成におきましては、税が、前年四一・七%のウェートを占めましたものが三七・二%、四・五%低下し、地方債が、逆に、四・六%のウェートでありましたものが八%に、国庫支出金一四・六%であります。こういう形になつております。

次に、歳出面についてでありますと、歳出面の

特色といたしましては、公共、単独、含めました投資的経費の伸びが非常に著しい。それから、老人医療の公費負担、児童手当の平年度化、こういったことが内容となつておりますところの、社会福祉施策の充実に伴う支出の増が著しい。三番目に、公債費の伸びというものが目立つておる。この三點かと存じます。

まず、投資的経費でございますが、投資的経費につきましては、既定の道路あるいは港湾、住宅、

二二%の増をはかつておるわけであります。この点につきましては、地方財政計画の策定過程におきまして、公共投資が非常にふえるんだから、地

方単独事業の伸びはこの際抑えたらいじやない

か、かつて四十一年度のときはそうであった、こ

ういった意見が一部にあつたわけでありますけれども、やはり、こういうときであればあるだけ、

地方単独事業も伸ばしていかなければならぬとい

うことで、前年度と同様の二三%の伸びを確保いたしました。

それから、給与費五千二百七十三億円、一八%

の伸びを示しておりますが、これに関連いたしまして、職員数の増加といたしましては、教員で一

万一千九百七十四人、警察官で四千人、消防職員

で一千四百三十二人、一般の職員といたしましては、公務関係、老人福祉、児童施設あるいは清掃

施設の職員を中心に行なつておる。この三點かと存じます。

まことに相なりります。

それから、旅費、物件費、維持修繕費につきま

して、電気供給業にあつては、その二分の一を當該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を當該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に改める。

第七十二条の五第十一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金額」の下に「の二分の一に相当する金額」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十五万円」を

「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七

万円」に改める。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 前年中に次に掲げる契約に基づく掛金を支

払った所得割の納稅義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百

二号)第二条の三に規定する第一種共済契約

八条の三、第十条に改め、同条第三項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。

第二十三条第一項第七号中「十万円」を「十五万

円」に、「五万円」を「十万円」に改め、「控除した金

万円まで拡大することといたしております。

このほか、中小事業者の負担の軽減合理化をは

かるため、白色申告者の専従者控除の控除限度額

を二万円引き上げることといたしております。

その二是、事業税についてであります。個人の

事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減

合理化をはかるため、事業主控除額を引き上げて

六十万円とするとともに、白色申告者の専従者控

除の控除限度額を二万円引き上げることといたし

ました。

また、個人の事業税の中告下統を簡略化するた

め、個人の道府県民税の中告書を提出した場合に

は、個人の事業税の中告書を提出したものとのみな

すことといたしております。

次に、法人の事業税につきましては、電気供給

業にかかる関係道府県ごとの分割の方法につきま

して合理化をはかることといたしております。

なお、経済変動に伴う当面の緊急中小企業対策

の一環として、国税において繰り戻し還付の期間

の特例が認められた個人または法人の純損失また

は欠損につきまして、住民税及び事業税において

繰り越し控除期間の延長をはかることといたしま

した。

その三は、不動産取得税についてであります。

不動産取得税につきましては、海洋科学技術セン

ターが業務の用に供するため取得する不動産に

かかる不動産取得税を非課税とする等、負担の輕

減合理化をはかるとともに、農林漁業者の共同利

用に供する特定の施設にかかる課税標準の特例措

置等の適用期限を延長する措置を講ずることといたしました。

その四は、娛樂施設利用税であります。娛樂施

設利用税につきましては、ゴルフ場の利用につき

まして、道府県における課税の実情にかんがみ、

定額税率によつて課税するものといたしております。

その五は、自動車税及び軽自動車税についてであります。

自動車税につきましては、バスの標準

税率について合理化をはかることとし、一般乗用

車につきましては、白色申告者の専従者控除の

増収が見込まれております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提

案理由及びその大要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あ

らることをお願い申し上げます。

合意用につきましては年額二万四千円、その他の

ものについては年額三万円とするとともに、所有

権留保にかかる自動車及び軽自動車に対して課す

自動車税等について、自動車及び軽自動車の所

在及び買い主の住所等が不明である等、一定の要

件に該当する場合においては、壳り主の納付義務

を免除することといたしております。

その六は、固定資産税についてであります。固

定資産につきましては、砂利汚水の処理施設そ

の他の公害防止施設等を非課税とするほか、海洋

科学技術センターが業務の用に供する家屋及び償

却資産について、課税標準の特例を設ける等負担

の軽減合理化をはかるとともに、外航船舶の非課

税措置及び自動列車停止装置等の課税標準の特例

措置の適用期限を延長することといたしました。

その七は、電気ガス税についてであります。電

気ガス税につきましては、電気にかかる免稅点を

八百円に、ガスにかかる免稅点を千六百円にそれ

ぞれ引き上げて負担の軽減をはかることといたし

ました。また、公衆のために道路等に融雪用とし

て設置された施設に使用する電気に對しては、電

気ガス税を課さないこととする等の措置を講ずる

ほか、綿紡績糸等に対する軽減税率の適用期限を

延長することといたしております。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規

定の整備等、所要の規定の整備を行なつており

ます。

以上の改正により、昭和四十七年度において七

百五十六億円、個人の事業税におきまして二百三

十四億円、電気ガス税その他におきまして六十三

億円、合計一千五十三億円、平年度一千百三十一

億円、の減税を行なうことになりますが、一方、

國の租税特別措置の改正に伴い、百四十二億円の

増収が見込まれております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提

案理由及びその大要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あ

らることをお願い申し上げます。

○大野委員長 次に、補足説明を聽取いたしま

す。佐々木税務局長。

○佐々木(喜)政府委員 ただいま説明されました

地方税法の一部を改正する法律案の内容につきま

して、便宜お配り申し上げております新旧対照表

によりまして、補足して御説明申し上げます。新

旧対照表は法律案関係資料のまん中辺にございま

す。この順序に従いまして御説明を申し上げたい

と思います。

まず、道府県民税の改正でございます。

最初、一ページ目、第二十三条の改正は、配偶

者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者及び

扶養親族の所得限度額を引き上げようとするもの

でございます。

次に、二ページ、第二十四条の五の改正は、障

害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度

額を、現行の年所得三十五万円から三十八万円に

引き上げようとするものでございます。

同じく、第三十二条の改正は、白色事業専従者

の専従者控除限度額を十五万円から十七万円に引

き上げようとするものであります。なお、初年度

であります昭和四十七年度分につきましては、所

得税の場合と同様に十六万五千円といたしてお

ります。

同じく、第三十二条の改正は、白色事業専従者

の専従者控除限度額を十五万円から十七万円に引

き上げようとするものでございます。

次に、二ページから一〇ページにかけましての

第七十二条の五十五の二の改正は、個人の道府県

の租税特別措置の改正に伴い、個人の事業税の

中告書を提出したものとみなすこととしようとす

るものでございます。

次に、九ページから一〇ページにかけましての

第七十二条の五十五の二の改正は、個人の道府県

の租税特別措置の改正に伴い、個人の事業税の

中告書を提出したものとみなすこととしようとす

るものでございます。

次に、九ページから一〇ページにかけましての

第七十二条の五十五の二の改正は、個人の道府県

の租税特別措置の改正に伴い、個人の事業税の

中告書を提出したものとみなすこととしようとす

るものでございます。

次に、四ページでございます。第三十四条の第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控

除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額

を、それぞれ一万円引き上げて、現行の九万円から

十二万円とし、特別障害者控除額を十一万円から

十二万円に引き上げようとするものでございます。

次の第十号から以降の改正は、配偶者控除、扶養控除、基礎控除をそれぞれ一万円引き上げま

すとともに、配偶者のいない世帯の一人目の扶養

親族にかかる扶養控除額を十一万円から十二万円

に引き上げようとするものでございます。

次が、事業税の改正でございます。二二ページで

ござります。第七十二条の十七、第一項の改正

は、昭和四十六年所得税について設けられた青色

事業主特別経費準備金の制度を、事業税におい

ては適用しないこととしようとするものであります。

次に、八ページ、第七十二条の十七、第三項の改

正は、白色事業専従者の専従控除限度額を十五

万円から十七万円に引き上げようとするものであ

ります。なお、昭和四十七年度におきましては、

十六万五千円といたしております。

同じく八ページの第七十二条の十八の改正は、

個人の事業税の事業主控除額を、現行の三十六万

円から六十万円に引き上げようとするものでござ

ります。

次に、九ページ、第七十二条の五の改正は、改

正は、九ページ、第七十二条の四十八の改正

は、電気供給業にかかる法人の事業税の分割につ

いて、課税標準額に総額の三分の一を事務所等の

固定資産の価額に、他の二分の一を発電所の固

定資産の価額に案分しようとするとしてござい

ます。

次に、九ページから一〇ページにかけましての

第七十二条の五十五の二の改正は、個人の道府県

の租税特別措置の改正に伴い、個人の事業税の

中告書を提出したものとみなすこととしようとす

るものでございます。

次が、不動産取得税の改正でございます。一

ページ、第七十三条の四及び第七十三条の五の改

正是、海運科学技術センターの不動産等を非課税

とするとしてござります。

次が、自動車税の改正でございます。二二ページ

でござります。第七十二条の十七、第一項の改正

は、バスの標準税率について、一般乗用合用の

ものは年額一万四千円、その他のものは年額三万

円としようとするものでございます。

次の、一三ページの第一百五十四条の二の改

正は、バスの標準税率について、一般乗用合用の

ものは年額一万四千円、その他のものは年額三万

円としようとするものでございます。

次が、自動車税の改正でございます。二二ページ

でござります。第七十二条の十七、第一項の改正

は、バスの標準税率について、一般乗用合用の

ものは年額一万四千円、その他のものは年額三万

円としようとするものでございます。

次が、自動車税の改正でございます。二二ページ

でござります。第七十二条の十七、第一項の改正

は、バスの標準税率について、一般乗用合用の

ものは年額一万四千円、その他のものは年額三万

買い主の住所がともに不明であります場合において、売り主が自動車の代金を受け取ることができなくなりましたとき、売り主の内債義務を免除しません。

うとするものでございます。
次が、市町村民税の改正であります。一三ページから一八ページにかけてでございますが、市町村税については、障害者等の非課税限度額の引き上げ、各種所得控除の引き上げ等の改正は、道府県民税の場合と同様でございますので、説明を省略いたします。

改正関係でございますが、第三百四十八条第二項の規定による改正の第二号の七の改正は、道路の政策に伴い改良された地方設備等の立体交差化施設を非課税としようとするものでございます。

鉄軌道業者が所有する一定の地下道または跨線道を非課税としようとするものでござります。
次の一九ページから二〇ページにかけて、同条の第六号の二、第六号の四、第六号の六、第六号の七の改正は、紛じんの処理施設等公害防止施設を非課税とするものであります。

次に、二三ページでございます。第三百四十九条の三、第十七項の改正は、河川事業等によりまして新設または改良された地方鉄軌道の橋梁の取りつけ部分についても、課税標準の特例を適用しようとするものでございます。

次に、三四ページでございますが、第三百四十九条の三、第二十三項の改正は、海洋科学技術センターの家屋及び償却資産について、課税標準の特例措置を設けるものでございます。

次が、軽自動車税の改正でございます。一五ページ、第四百四十九条の二の改正は、所有権留保軽自動車にかかる売り主の納付義務について、自動車税と同様の取り扱いをしようとするものでございます。

次は、電気ガス税の改正であります。二五ページから二六ページにかけまして、第四百八十九条の改正は、非課税品につきまして、「既成の」(しゆせいの)と

税の免稅点を、電氣は現行の七百円から八百四
に、ガスは現行の千四百円から千六百円に、それ
ぞれ引き上げようとするものでございます。
次が、本法附則の改正でござります。二七八、一
ジから二八ページにかけまして、附則第四条第一

項、第八条及び第九条、これらの改正は、国税においておきまして繰り戻し還付の特例が認められた純損失または欠損金について、繰り越し控除期間を、個人の住民税、事業税にあっては三年から五年に、法人の住民税にありましては五年から七年に、二年間延長しようとするものでございます。

次が二九ページ、附則第十一条の改正は、農林漁業者の共同利用施設及び農業委員会のあつせんに基づく交換分合による農地についての、不動産

取得税の課税標準の特例適用期限を延長しようと
するものでございます。

一九ページから三〇ページにかけましての附則
第十一条の二の改正は、市街化区域農地を譲渡さ
た者が市街化区域外の土地を取得し、引き続き五
年以上農地として使用すると認められるときは、
不動産取得税を減額しようとするものでござい
ます。

第十四条第一項の改正は、外輪船舶にかかる固定資産税の適用期限を延長しようとするふる資産税の非課税の適用期限を延長しようとするふるるのでござります。

標準の特例措置の期限を延長しようとするものでござります。

改正は、大規模の償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特別措置の期間を延長しようとするものでござります。
同じく、三三ページの附則第十五条第十一項の改正は、特定地中配電設備及び電子計算機にかかる固定資産税の課税標準の特別措置の期間を延長しようとするものでござります。

次に、三四ページ、附則第三十二条の改正は、綿紡績糸等、毛紡績糸等及び紙の製造に使用する電気にかかる電気ガス税の軽減税率の適用期限を延長しようとするものでございます。
以上でございます。

○大野委員長 次に、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案及び航空機燃料譲与法の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

する法律案
昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に
関する法律
(昭和四十七年度分の地方交付税の特例)

5 下水道費	(2) 投資的経費	4 公園費 (1) 経常経費	5 その他の土木費 (2) 投資的経費
人口	人口	人口	人口集

第一条 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百十号)以下「法」という。附則第十一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した額から三十億円を減額してた額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 千五十億円

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 千五百億円

二 一般会計から支給不利益及し課税不利益有金特別会計に繰り入れられる臨時沖繩特別交付金の額 三三六五十五億円
三 交付税及び譲り税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）附則第五項に規定する借入金の加算額 一千六百億円

2 昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額の百分の九十四に相当する額と三千六百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法附則第十一項の規定により算定した額から三十億円を減額した額に三百六十五億円を加算した額に三百六十五億円を加算した額の百分の六に相当する額とする。
昭和四十七年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項及び第十三条第五項の規定の適用については、法第十二条第一項の表の市町村の項目

市町村

則第九項とし、附則第二十項から第二十二項までを削り、附則第二十三項中「第十五項」を「第四項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第二十四項を附則第十一項とし、附則第二十五項中「第十七項から第十九項まで」を「第六項、第八項及び第九項」に改め、附則中同項を第十項とし、第二十六項を第十三項とし、第二十七項を削り、附則第二十八項中「昭和四十六年度分にあつては同条の規定により算定した額に十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一条第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分にあつては同条の規定により算定した額に三百億円」を「同条の規定により算定した額に、昭和四十六年度分にあつては十億円と昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十七年度分にあつては三百億円と昭和四十七年度分にあつては三百億円と昭和四十七年

度特例法第一条第一項第一号に掲げる額との合算額を、昭和四十九年度分及び昭和五十年度分にあつては同号に掲げる額」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の二項を加え、附則第二十九項及び第三十項を削る。

15 第十一項の規定による借入金又は第六項(第十二項において準用する場合を含む)、第七項若しくは第十三項の規定による一般会計からの繰入金は、それぞれの借入れをした年

度又はその繰入れをした年度におけるこの会計の収入とし、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項若しくは第十一項の規定による借入金の償還金及び利子又は地方交付税法附則第十三項の規定による特別事業償還金は、それらの支出をした年度におけるこの会計の歳出とする。

地方財政の状況にかんがみ、昭和四十七年度に限り、同年度分として交付すべき地方交付税の総額につき臨時地方特例交付金、臨時沖縄特別交付金及び借入金を加算する特例を設けることとし、これに伴い同年度分の普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用及び昭和四十八年度から昭和五十五年度までの地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金及び借入金をもつて、当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区とし、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数で、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数で、他に定めるところにより算定するものとする。

2 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の額を同項第一号の着陸料の収入額より生ずる障害の程度その他の事情を参照して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

3 第一項第一号の着陸料の収入額及び同項第二号の世帯数は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態

容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参照して、自治省令で定めるところ

により算定するものとする。

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第五条 空港関係市町村の長は、自治省令で定め

るところにより、航空機燃料譲与税の額の算定

に用いる資料を、都道府県知事を経由して、当

税の額とする。

（譲与すべき額の算定に誤謬があつた場合の措置）

第六条 自治大臣は、航空機燃料譲与税を空港関

係市町村に譲与した後ににおいて、その譲与した

額の算定に誤謬があつたため、譲与した額を増

加し、又は減少する必要が生じたときは、自治

省令で定めるところにより、当該増加し、又は

減少すべき額を、誤謬があつたことを発見した

日以後に到来する譲与時期において譲与すべき

額に加算し、又はこれから減額した額をもつて

当該譲与時期において空港関係市町村に譲与す

べき額とするものとする。

（航空機燃料譲与税の使途）

第七条 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機

燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる

障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の

政令で定める空港対策に充てなければならぬ。

（都の特例）

第八条 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区

の存する区域に所在している場合においては、

都に對して譲与する。この場合においては、都

を市とみなして、この法律の規定を適用する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十

七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

（譲与基準）

第一條 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第二号)の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村に対する譲与するものとする。

2 空港関係市町村とは、空港(空港整備法(昭和三十二年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港又は国内航空に從事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。)の所在する市町村(その区域外に空港を設置している市町村を含む。次条第一項第一号において同じ。)及びこれに隣接する市町村で、自治大臣が指定するものをいう。

（譲与基準）

第一條 航空機燃料譲与税は、空港関係市町村に對し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に掲げる基準によりあん分して譲与するものとする。

一 空港の所在する市町村 当該空港において収納されるべき国内航空に從事する航空機に係る着陸料の収入額(一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を參照して、自治省

令で定めるところによりあん分した額)

二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空

港に係る航空機の騒音が特に著しい地区とし、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数で、他に定めるところにより算定するものとする。

三 前項の場合においては、航空機燃料譲与税の額を同項第一号の着陸料の収入額より生ずる障害の程度その他の事情を参照して、自治省令で定めるところにより算定するものとする。

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第五条 空港関係市町村の長は、自治省令で定め

るところにより、航空機燃料譲与税の額の算定

に用いる資料を、都道府県知事を経由して、当

税の額とする。

（譲与すべき額の算定に誤謬があつた場合の措置）

第六条 自治大臣は、航空機燃料譲与税を空港関

係市町村に譲与した後ににおいて、その譲与した

額の算定に誤謬があつたため、譲与した額を増

加し、又は減少する必要が生じたときは、自治

省令で定めるところにより、当該増加し、又は

減少すべき額を、誤謬があつたことを発見した

日以後に到来する譲与時期において譲与すべき

額に加算し、又はこれから減額した額をもつて

当該譲与時期において空港関係市町村に譲与す

べき額とするものとする。

（航空機燃料譲与税の使途）

第七条 空港関係市町村は、譲与を受けた航空機

燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる

障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の

政令で定める空港対策に充てなければならぬ。

（都の特例）

第八条 航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区

の存する区域に所在している場合においては、

都に對して譲与する。この場合においては、都

を市とみなして、この法律の規定を適用する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十

七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

第三は、譲与の基準であります。航空機燃料費は、総額の三分の一の額を着陸料の収入額といたしておきます。なお、この着陸料の収入額及び世帯数につきましては、騒音の程度、空港の管理の难易度等によつて補正することができるものといたしております。

月とし、また、譲与時期ごとの譲与額につきましては、九月及び三月とし、また、譲与時期ごとの譲与額につきましては、九月から八月までの間に収納した航空機燃料税の収入額、三月にあつては、九月から一二月までの間に収納した同税の収入額と三月における同税の収入見込み額の合算額の三分の二に相当する額を譲与することいたしております。

がその全額を、航空機騒音対策事業、空港及びその周辺の整備事業その他の空港対策に関する費用に充てなければならないものといたしております。
以上、航空機燃料譲与税法案の提案の理由及びその大要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○大野委員長 以上で、各法案についての提案理由の説明は終わりました。

○大野委員長 次に、先ほど提案理由の説明を聽取いたしました内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案について、質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村田敬次郎君。

○村田委員 それでは、私は、地方税法の関係につきまして御質問を申し上げたいと存じます。

まず、第一は、地方税の減税についての政府の

基本的な考え方についてでございます。四十七年度の税制改正におきましては、所得税については、昭和四十六年の秋にいわゆる年内減税が行なわれたこともございまして、新たな減税は行なわないこととされたわけでございます。しかし、地方税につきましては、先ほど述べられたような地方財政計画の示すとおり、文字どおり、地方財政窮屈のおりにもかかわらず、一千億円をこえる減税を行なうこととしておるのでございます。住民負担の軽減という見地からいえば、地方税の軽減は必要と考えられるわけでございますけれども、以上のような背景から、今回の地方税の減税は所得税減税の肩がわりではないかという見方もあるようでございます。こういった事情にかんがみまして、この際、地方税減税についての、政府の、今後の基本的な考え方をまず承つておきたいと思ひます。

が説明されました地方財政計画を読ましていただきましても、昭和四十七年度の地方財政計画といふのは、いわゆる借金依存型地方財政であるということが言えようかと思ひます。そして、たとえば税に例をとつてみますけれども、昭和四十六年度の国税、地方税の税収見込みは、国税が八兆三千四百八十四億円であつて、国税、地方税の総量の六七・一%であります。また、地方税のほうは四兆九百十八億円であつて、国税、地方税の総量の三二・九%であります。しかるに、四十七年度の税収見込みは、これをなまき数字で比較をいたしますと、国税が九兆四千五百三十九億円、地方税が四兆三千八百八十一億円でありますと、ともにある程度伸びておるのは事実でありますけれども、国税の税総額に占める割合が六八・三%、地方税の割合が三一・七%でございまして、したがって、四十六年の六七・一%から、国税は一・二%をプラスし、地方税は、四十六年度見込みの三三・九%から三一・七%に、逆に一・二%を減じておるというのが実態でございます。したがって、税収は国税に比べて減り、しかも、地方債の発行額のほうは非常にふえておる。税収のウエクトルが地方財政計画の中で占めておる数値を申し上げますと、前年度の四二%から三七%に、五%減じておる。これは、私自身も、かつて、地方公共団体で財政予算等の衝にあつたことがござりますが、一ヵ年度で五%も、税収の歳入総額に占める割合が減るというのは、地方財政の危機であるといふことが言えまして、これは、言ひなれば、昨年の夏以来アメリカのドルショック等によつて日本を訪れた不況というものが、こういった形で非常に深く地方財政にしわ寄せしておるということが言えようかと思ひます。したがつて、その地方財政対策の臨時措置として、いま小山政府次官が述べられたように、国の一般会計からの繰り入れ特別交付金一千四百十五億円、資金運用部資金からの借り入れ一千六百億円、こういった臨時措置を講じておるのでございまして、地方交付税自体の自然増は約一千億円程度にすぎません。しか

も、税収を調べてみてわれわれが非常に不安を感じますのは、特に、事業税において前年度比八・一%を減じ、道府県民税の法人税割りにおいて、都道府県が七・四%の減、市町村が七・三%の減となつておるのでござります。こうした法人関係の税目において見てみましても、四十六年度税収見込みを下回る状態でございまして、まさにこれは地方財政にとって異常事態と言わなければなりません。小山次官は、それに対して、ただいまの御説明では、うまくじつまが合つたからこれでろんないとおもふのでござります。したがつて、四十七年度國の考えておりますいわゆる公共投資優先政策、そしてまた景気刺激政策によつて、今後どういうふうになつていく見通しであるか。その、今後の長期的な見通しをこの際承つておきたいと思ひます。

○小山政府委員 御指摘のように、地方歳入中に占める税収の割合が、四十五年度において三五%，きわめて低い額でございまして、環境施設の整備、社会福祉の向上等、財政需要に対処するためには、自主財源の充実の必要性は、御指摘を待つまでもなく、私どもも常に考えておるわけでございます。したがいまして、政府といたしましては、できるだけこの自主財源の充実をはからなければならぬという見地から、数年来、自動車重量譲与税の創設等、特に、都市財源の充実につきましては努力をいたしてまいつたところでござります。

御承知のとおり、昨年以来、わが国経済も、景氣の伸び悩みといふものがかなり顕著にあらわれておりますし、これが何と申しましても、やはり、税収の面に大きく作用いたしております。したがつて、税収の伸び悩みがそのまま交付税にはね返るというような形の中で、國、地方を問わず、財源の問題につきましては、かなり憂慮すべく、どのような状況下にあることは、先生もよく御承知

のことと思うのであります。したがいまして、今後、地方財源の充実につきましては、そのような状況下にあるにかかわらず、できるだけ地方財源の充実を期さなければならぬ。こういうような見方で、国、県、市町村を通ずる財源、税源の配分でありますとか、あるいはさらに、行政事務の再配分とも関連する問題等もございまして、政府といたしましても、地方制度調査会あるいは税制調査会の答申等を十分配慮して、それらの意見を尊重しながら、今後さらについそろ地方財源の充実に努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

御説明のあったところをございますので、本日のところはこの程度にとどめて、次に進めたいと思
います。

次は、中小企業に対する課税の問題についてお伺いをいたしたいと思いますが、中小企業の実情から見て、中小企業者、なかなか零細な個人事業者につきまして、事業税負担を軽減すべきであるというふうに考えておるわけでござります。今回の改正におきましては、事業主控除を三十六万円から一挙に六十万円に引き上げて大幅な軽減をはかっているということは、中小企業者にとって適切な措置であると考えるわけでござりますけれども、特に、六十万円に引き上げたということについては、どういった根拠があるのか。伝えられるところでは、いま準備をされております社会党案では、これをさらにもう少し大幅な額にするというようなことも承っておりますし、特に、六十万円とされた根拠について、事務当局からお伺いしたいと思います。

いたしまして、一、二、三と区分をされておりま
すが、いわゆる一がA農地、二がB農地、三がC
農地ということで、そのA農地に対する課税が本
年度問題になっておるわけでございます。このA

くいたしました理由は、やはり、最近の国際経済の変動に伴うところの景気の後退によりまして、中小企業への影響は非常に大きいものがあるという観点で、まず、中小企業者の負担の軽減をはからなければならないという必要性があつたわけであります。

さて、そこで、最近伝えられるところによれば、本日午前中に自民党の税制調査会が行なわれた由であります。その際は成案を得るに至らなかつたと聞いております。さらに、本日の午後、自民党の総務会を聞いて、市街化区域農地の課税についての、いわば最終案を討議をしようといふことを承っております。その課税についての最終案といふのは、「昭和四十七年度A農地に対する課税は実施する。ただし、現に當農を行ない、かつ引き続き当分の間當農を行なおうとする農地でこれを生産綠地として残すことが客観的に適当と認められるものについては、その申請に基づき、市町村長が審議会に」この審議会は「農業関係者、都市計画関係者、学識経験者をもつて構成する」となつておりますが、その審議会に「諮問し、その税負担を農地並みに軽減する措置を講ずる。」ということが第一点。それから第二点は、「昭和四十八年度以降の農地の宅地並み課税については、党及び政府にそれぞれ委員会を設け、農地課税の実態を調査の上、昭和四十七年十二月末日までに

線弓書きを含めて再検討して成案を得ることとすると
る。」これがいま準備をされておる案であるといふ
ふうに聞いておるわけであります。

その案について考えてみますと、昭和四十五年八月十四日の地価対策閣僚協議会においては、当面緊急に実施すべき施策として、市街化区域内における宅地利用の促進、農地の宅地化の促進ということから、市街化区域内の農地の固定資産税について、農地と近傍宅地との課税の均衡を考慮し、土地保有課税の適正化をはかるというふうとを打ち出しておりますのでござります。こういったいままで続けられた努力のねらいというものが、もし、いま伝えられるような自民党総務会における

る次第になるならば、あるいはその実行を期しがたいということも予想をされるのではないかと思われるのをございます。これについては、内閣議、絆理大臣、自治大臣、建設大臣が、それぞれ本会議、委員会において、今まで答弁をされておりませんけれども、その答弁は、まだこういった事態の進んでいない段階でござりますので、慎重に検討をするという答弁に終始をしておるのでござります。したがいまして、この案について、地方税の担当大臣である渡海自治大臣は、どういった方針で対処をしようというつもりであるか。ひとつ、その点を具体的に承りたいと思います。

する問題の法制化に至りますまでの経過等につきましては、ただいま御指摘のありましたように、昭和四十五年の八月に閣議決定をされ、それに基づいて、昨年度の税制改正で、付近の宅地等と比べ市街化の農地が固定資産税において非常に不均衡である、これは是正をせなければならぬということで、かつ、土地対策の問題等もございまして、法制化されたことは御指摘のとおりでござります。しかしながら、現在、農地所有者並びに関係農業団体その他におきまして、強い反対の意見が出ておりますことも御承知のとおりでござります。私たちも、この実施に対しての意見等も逐次整理しておりますが、いま言われました總理、建設大臣あるいは私たちの所信表明の中でも、あるいは委員会等におきましても、四十七年度から実施をするということは、慎重検討とかなんとかいふことを抜きまして、確答さしていただいた次第でございますが、ただ、その実施の上において、ただいまのような御意見のある点も検討をいたしまして、當農を當むことが、客観的ながめとして真正に妥当であるというものが、A農地の中にもあるようでございましたら、行政指導で、それらの方のに対しましては軽減措置を講じていくことが適当であろう。そのやり方について慎重に検討させていただきたい。この点につきましては、当委員会も、昨年の法案決定にあたりまして、同趣旨の附

帶決議等もいただいておりますので、これらの点もあわせ慎重に検討させていただきたいと思っております。

いま御指摘のありました、自民党内におけるところのこれに対する御意見等もよく聞いておりましたが、まだ結論に至っていないようでござります。私たちといたしましても、当委員会の附帯決議にも従し、本日から審議されますこの委員会等の御意見も十分しんしやくいたしまして、ほんとうに客観的に、この税法が、四十七年度から納稅者の協力を得て実施されますように、慎重に検討の上、すみやかに実施に移してまいりたい。このようて考えておる次第でござります。

○村田委員　自治大臣の御意見を承りました。私は、この問題について、これは、日本の国土開発の上の、非常に重要な、大きな問題点を持つておると思っております。それは、たとえば明治時代に、地租というものが、日本の近代国家形成の上で大きな意味を持ったのと同じような意味が現在おいておるのではないかと思ふよ。何とぞ

ますが、たとえば、東京都内二十三区内には二百八十八万世帯が住んでおるわけであります。そのうち、農家戸数は八千七百、全体の二百九十分の一しかないわけであります。しかも、その八千七百の、全体の二百九十分の一の農家の保有しておる農耕地は三千七百六十ヘクタール。実に、これは、日本随一を誇っております多摩ニユータウンの三千ヘクタールを凌駕する量であります。したがつて、そういつた二十三区内の農地というものが、たとえば住宅地として、あるいはその他の方面に有効に利用されるならば、東京都内のいわゆる住宅政策にも非常に貢献をするであろうということは当然予想されることでござります。また、この宅地並み課税の問題について、私どもが全国的に見ました場合にも、たとえば大阪周辺において非常に反対が激しいとか、あるいは京都の字治地方が非常に問題になつておるとか、地域によって、その問題点のとらえ方というものが相当いろいろ違うようにも思うわけでござります。そ

ういった実態をながめてまいりますときに、この税制のねらいとするものは、市街化区域と市街化調整区地とを線引きをしたねらいが、都市地域と農業地域とを分けて土地利用計画を明確にする点にある、そういうことが市街化農地課税のポイントであるという、非常に重要な点を見のがしてはいないかということを私は非常に憂えるものでございます。もちろん、緑や自然の保持のために市街化区域内に農地を残すことに反対ではございません。しかし、もしそうであるならば、それは市街化区域ではなくて、むしろ市街化調整区域として入れるべきものではなかろうかと思うのであります。そういうた全般的な土地政策とあわせて、地方自治というものを所管しておられる自治大臣のこの問題に対する根本的な考え方をこの際承つておきたいと思います。

○渡海国務大臣 都市計画法の所管は私の所管でございませんから、都市計画のあり方、あるいはまたこの問題とからみましての農業のあり方、それぞれこれは農林省、建設省の所管であろうと考えますが、少なくとも、そのためにはなさなりますときに、特に開議決定というものがなされ、それらの線に沿つて税法が改正されたといわれる経緯も、それらのいま申されましたような経過からきておるのじやないかと思つております。私たちも、市街化区域あるいは市街化調整区域等に対する土地利用の形は、いま村田委員が述べられたような姿できめられたものじやないかと思つます。しかしながら、現実面を考えましたときに、これらの中の、あるいは住民の要望によつて非常に市街化区域が広くなつても、はたして、法に規定しているとおりの市街化が、予定どおり、現在の線引きされた区域内に十年以内に実施され得るかどうかといった点もあわせ考えなければならぬようだ。そういう線引きが行なわれておるというのが実情ではないかと思います。これらの点も顧慮いたしまして検討し直さなければならぬのじやないかというふうな点が、いま、農業団体なんかの反対意見の中にも出ておりますので、私た

ういった実態をながめてまいりますときに、この税制のねらいとするものは、市街化区域と市街化調整区地とを線引きをしたねらいが、都市地域と農業地域とを分けて土地利用計画を明確にする点にある、そういうことが市街化農地課税のポイントであるという、非常に重要な点を見のがしてはいいなかということを私は非常に憂えるものでござります。もちろん、緑や自然の保持のために市街化区域内に農地を残すことに反対ではございません。しかし、もしそうであるならば、それは市街化区域ではなくて、むしろ市街化調整区域として入れるべきものではなかろうかと思うのであります。そういった全国的な土地政策とあわせて、地方自治というものを所管しておられる自治大臣のこの問題に対する根本的な考え方をこの際承つておきたいと思います。

ちも、これらの点につきましても、関係各省とよく協議いたしました。これに合うようにさしていただきたい。しかしながら、この法ができましたのは、いま田中委員の述べられたような市街化の方針に沿つたものとしてこの法律が規定されたものであるうと思います。ただ、市街化区域におきましても、いま言われました調整区域としてやるほうがよい、線引きを変えて調整区域としたほうがよいといわれる部面と、線引きを変えることはできないけれども、しかしながら、農地としてやる扱い方が客観的に見ても正しいのだ、調整区域にはしないが、なおそういうものもあり得るのだということを考慮いたしまして、C農地等に対しましては、それらの点については条例等におきまして勘案せよというふうな規定をわざわざ税制改正の際にも入れられて、C農地につけられておるような点でございますので、現在の法を適正に運用することによって、ぜひともこの複雑な実情に対して適正にやっていくよう運用してまいりたいと、かようと考えております。

すが、よりま
市街化に御了
ひとつに承つ
は、市なって
すること
されたも
しゅう
○渡海
○村田
したい
新都
るとい
のうち
定状況
お答え
○佐々
現在に
体が七
域が調
干の町
がない
する団
うち、
十日現
の団体
○村田
制定状
ますが
置を今
○佐々
で、お
おると
税条例
年の一
ており

を進めるようなどといふ指導をしてまいつたのでござりますけれども、いま申しましたように、なお残つておる団体が百団体あるということをございます。

現在 秋季例の規定につきましては 従来から
法律が地方団体の選択的判断を許容しているよう
な事項だけではなしに、法律なり、その他政令、
規則等におきまして明確に規定をされており、地
方団体ごとの選択判断の余地のないものにつきま
しても、住民の理解上最小限度必要なものは、法
律の規定との重複をいとわず総合的に規定すること
が適当であるという指導をいたしております。
したがいまして、この方針によりまして、課税時
期も目前に控えておりますので、できるだけ早い
機会に条例制定を完了するようにという指導をい
たしております。

府側の、いわゆる自治省、建設省等の行政上の措置について、幾ぶん方針が不一致であった点があるのではないかということを新聞紙上で指摘しておる前もございます。そのことははどういうことかと申しますと、たとえば、市街化区域につきましては、当初八十万ヘクタールを予定をしており、そのうち農地が十八万ヘクタールというふうに見積もつておられたと聞いております。それが、昨年の末には、市街化区域が百二十万ヘクタール、そして、そのうち農地が三十万ヘクタールというふうにふくれ上がったわけでございまして、その結果、政府としては、先ほど申し上げた A、B、C の農地の基準を修正をしたわけでございます。しかし、こういうふうに、当初の予定よりも五割もふくれ上がったことには、全国的に見て、現地の市街化区域にできるだけ編入をしてもらいたいという要望が非常に強く、それに政府側あるいは都道府県側が非常に押され、市街化区域を広く定めたという事情があろうかと思うわけ法の精神に基づいてその運用をすべきであったに

かわからず、税金の面でそういう矛盾が生じたと
いうことを考えてみますと、私は、税の面と、そ
ういった市街化区域等の新都市計画法のねらいの
矛盾というものをどういった形で克服をしていく
かということを、当然政府側としては十分考えて
いただかなければならぬと思います。

さて、そこで、きょうは建設省から大塩都市局
参事官においでを願っておりますが、この線引き
については、全国的に非常に不満の声があります。
それは、どういうことかといえば、当然市街化
区域に編入をされるべきであったと思われる地域
が市街化調整区域になり、あるいは都市地域から
相当離れているところが、地元の要望によって市
街化区域になつたというようなことから、線引き
が非常に不徹底である、だからこれをひとつ直し
てくれという声があるわけであります。その際
に、その修正は五ヵ年を待つて修正をするという
ことを言つておりますけれども——私は建設委員
でもござりますから、また必要があれば建設大臣
に直接お伺いをしたいと思いますが、もし、方針
がきまっておれば、この際大塩さんからお示しを
願いたいと思います。この線引きを、五年を待た
ずして、たとえば一年でも、一年でも、そういつ
た非常に矛盾の多いところについてはこれを変え
ていくかという考え方で建設省がおられるかどうか
か。この際承つておきたいと思います。

○村田委員 五年を待たずして、という表現でございましたが、私は、もっと具体的に詰めていたいと思います。だいたいのと、たとえ一年でも、二年でも、やるといふお考へか。一年や二年では困るというお考へか。その辺はいかがでしょうか。
○大塙説明員 いま申し上げましたような理由は、局部的に起きるはずでございますので、そういうのを——これは修正の一つのテクニックでございますが、類似のものがあれば、検討時間を相当おきまして、あと一年くらいかかるとか、あるいは至急直さないと非常に困るというような事情が個別にあるかと思ひますので、その変更の理由によりましては、直ちにやるべきもの、あるいは二、三年内に直せばいいようなもの、というようなことがあります。
○村田委員 さて、そこで、市街化区域につきましては、そういったことで、直ちにやるべきもの、あるいは若干の時間を置いてやるべきものがあるということを言われたわけであります。一方、市街化区域に入っておって、それがたとえば緑地整備地域であるとかといったようないろいろな理由から、課税をひとつ延期をされたいといったような地域については、本来ならば、これは当然市街化調整区域に入れるべきものであると思うのです。それならば、A、B、C農地に対する宅地並み課税の矛盾というものが解決をされるということになるわけですが、現在市街化区域にあるけれども、宅地並み課税は反対であるから、そういった場合は市街化調整区域に入れるべきであるという地域も当然あると思いますが、そういうものについては、市街化調整区域に入れるおつもりはございますか。

ういう課税になることはつゆ知らなかつた、そうちのことであれば市街化区域に入らないほうがよかつたと、いうようなことがもし起これば、当初計画するときには市町村の意見を聞き、あるいは所定の手続を経て、住民の意思等を十分調整いたしまして——市街化区域、調整区域の線引きの際の手続の上から考えまして、これも一つの与件の変更だけでは直ちに調整区域の中に編入し直すことが正しかどうかということは、まだもう一度考慮が必要があろうかと思ひますが、それが都市計画的に見ましてもやはり妥当だということになりますれば、調整区域へ線引きを変更するということは考えられるし、すでにやつてしまつておつてそういうことを知らなかつたというような声がある地方もござりますので、われわれとしては、そういう方法をとつて線引きの変更をすべきかどうか再検討いたしてまいりたいと思つております。

○村田委員 私が特にこのことをぐく念を押させていただきましては、最初に申し上げましたように、本日、自民党の総務会において、先ほど申し上げた最新案——これは最新案でございますが、それが検討をされ、場合によれば非常に骨抜きになる心配があるということが新聞紙上で報道をせられておりますので、そのことを踏まえてこの機会にお尋ねをするわけでございまして、その意味においては、私の質問は、全く新しい、今までなかつた質問であると了解いたしております。そういうふうに了解をいたしてよろしゅうござい生ですか。

○渡済国務大臣　尖は、子第委員会で民社党の和田さんからいたきました質問は、いま村田委員が述べられたような御趣旨の私に対する質問でもあつたと思います。また、当委員会におきましても、先般の所信表明に対する、私に対する質疑におきましても、この問題は取り上げられましたので、私は、同様の趣旨で答弁させていただきたいと思います。また、この制定のときにつけられたした当委員会の附帯決議も、私は、そういう意味の附帯決議であると考え、御趣旨に沿うような運営にしてまいりたい。かように考えておるわけであります。

○村田委員　承りました。

それでは次に進ませていただきます。

次は、都市の税源充実の問題についてでござい

現在、爆発する都市というようなことが言われておりまして、都市人口の集中といふものは、非常に猛烈な勢いで集中をしておるわけでござります。したがつて、都市の税源充実については、国會におきましても、地方税法の改正のつと専常議がつけられていらるところでございます。また、昨年八月二日の税制調査会の「長期税制のあり方についての答申」におきましても、一、法人所得課税の市町村への配分の強化、二、消費課税、流通課税等の新設、拡充、三、事務所、事業所等に對して特別な税負担を求める、四、土地にかかる

固定資産税を時価課税に近づける、といったような六項目にわたる具体策を検討するよう答申をしておるのでございます。増高する都市の財政需要に対応いたしますために、都市税源の充実というものは早急に具休化しなければならない問題だと考えられます。また、私は、新しい都市の政策変更として、いわゆる従来の所得倍増的な生産第一主義から、福祉倍増的な福報国家への道を現在歩もうとしておるというのが日本の方向だと思っておりますのでございますが、その福祉倍増というものは、特に都市において、いわゆる過密による弊害といふものが非常に起こりやすいわけでございますので、そのためにはいかなければならぬ行政政策策といふものが多くあると存じます。こういった問題点、つまり増高する都市の財政需要に対応するために、どうやって都市税源の充実を期していくか、これについて、具体的にどういうふうにお考えになっておられるか。これをお伺いしたいと思います。

需要にも及びませんので、四十七年度におきましても、税制調査会に答申をしていただきました具体的六項目についてぜひとも実現を期したい。かように考えた次第でございます。

少し具体的になり過ぎるかもわかりませんが、法人課税の市町村への配分を強化したらどうかと申しますが、現在国が六五、府県が一八、市町村が七ですか、そのくらいの割合になっております分も、市町村のはうにぜひとも増加したいと申しますつもりでございましたが、一・七五の臨時条例が、二年間を過ぎましても重ねて延長されるというふうな状態でございましたので、見送らざりていただいたような状態でございます。

また、固定資産税の強化、あるいは都市計画税の強化。これは、四十八年度が評価額の算定期準になつておりますので、これとあわせてぜひとも考えさせていただきたい、検討させていただきたい、かように考えております。

また、流通税、消費税等につきまして、いろいろ案を立ててみたのでございますが、日下なお慎重に検討するという姿でございます。

それで、唯一に残りました事務所・事業所税、これをぜひとも実現したいと努力いたしたのでございますが、残念ながら実現を見ることができませんでした。そのおもなる理由は、この税金を広く都市の税源にするために、一般の市町村にまで実施すべき税金とする——財源充実を主とするのか、あるいは過密都市に対するところの抑制措置を主とするのかという点で、税の性格、目的等について議論が一致することができず、また、課税の対象範囲をどのようにするかという点についても結論を得ることができませんでした。たまたま経済状態がこのよくなじ姿でございましたので、このような新しい税を新設することができる景気浮揚といふことにマイナスにならないか等も勘案させていただきまして、四十七年度の実施は見送らざりていただいたような状態でございますが、経済界の推移等もながめて、ぜひ実施に移さしていただきたいと、引き続き極力努力いたしたいと考えてお

るような次第でござります。

○村田委員 大臣が非常に忙しいよう聞いておりますので、この問題はどうしてももう一度伺いしておきたいのですが、実は、先ほど、小山政務次官から詳細に御説明いただきました。そのことは、四十七年度の地方財政計画における税収見通し等に関連してでございます。これは要点だけ申し上げて、大臣から御答弁をいただきたいのでございますが、四十七年度の地方財政計画を見ますと、非常にこれは借金依存型の地方財政であります。したがって、税収の占めるウェートも、前年度の四・二%から三・七%に低下をしてしまう。これらは、私の知っておりますのでは、昭和四十一年の際の地方財政の状況、あるいは、その前は昭和二十八、九年、たしか二十九年ころであったかと思いますが、私自身が府県の財政課長をやっておりましたときに起きました地方財政の窮屈状況を考えてみましても、それよりもさらにはなはだしいものがあり、非常に心配を事実いたしております。特に、いわゆる法人税関係の税の落ち込みがはなはだしくて、それに対して、渡海大臣も、これほんたいへん御苦労をされたわけでありますけれども、国の一般会計からの繰り入れの特別交付金であるとか、資金運用部資金からの借り入れ金であるとか、そういうふうな臨時の財源でまかなかわれたのでございまして、その御努力はもちろん非常に多くするのであります。また、現在の景気の動向からいたしますと、なおなお不況があり、そしてまた、一方には、物価の高騰という現象がある、こういった経済状況に見合って、大臣としては、四十七年度以降の地方財政の見通し

をどういう方向に、前向きに考えていかれるか。

その点をひとつ教えていただきたいと思います。

○渡海国務大臣 この点につきましては、先般の

本会議、あるいは地方行政委員会におきまして

も、社会党の山本委員からも詳細なる説明があ

り、私も御答弁させていただいたところでござい

ます。いま、たまたま、昭和二十八、九年当時に

おける状態や四十一年度の地方財政の危機と対比

されまして申されました。が、二十八、九年ごろ

は、財政再建計画の法律案をつくり、これを立て

た当时であつたと思います。あの当時は、地方財

政の赤字そのものが、國が与えた財源が不足で

あつた。したがつて、國は、この赤字について處

置をすべき当然の義務があるというふうな点も考

慮されて、國の財政計画が地方の需要に対し及

ばなかつたという点を考慮して、赤字をなす上げ

りでございます。この不況対策の一環といたしま

れでも足らない分に対する臨時特例交付金、な

お、景気浮揚のためにとられた公共事業に対しま

して、交付税率の二・五%の引き上げ、なお、そ

れぞれ三つの措置がとられたことは御承知のとおりで

ございます。それに比べ、今回の措置は、臨時交

付金を出しただけではないかという御指摘、これ

は山本委員からもいただいたのでござりますが、

二・五%引き上げました三二%の交付税率とい

うものが、その後の経済状態からながめまして、

景気の好調とも相ましまして、相当地方財政も好

転してまいりまして、回転してきたということ

は、事実そのとおりでござります。そのような状

態のときには、あるいは交付税率を引き下げるべ

きじやないかという議論が出てきたのも事実でござります。しかしながら、交付税率といふものは、いかにあるべきかということは、これは國、地方

の財政の勘案でもながめなければならないし、い

たずらに國、地方の状態で、困ったときには地方

交付税率を上げたらしいのだ、よくなつても下げ

ないのだという姿ではないということ、三

二%は、現在の事務量の配分からいって、ある程

度バランスのとれたものではないか。經濟界が一

時的に——恒久的な措置としては固定さすべき

じやないかという議論を常々私たち持ち続けてき

たのでござります。たまたま不況になつたもので

ござりますから、國も非常に財源難でござります

し、地方も財源難になつたというのが現実の姿

じやなかろうかと思います。そのとき、交付税率

を上げるべきであるかどうかであるかと、このこと

は、一に今日の經濟界の不況に対する見方である

うと思ひますが、私たち、今日の經濟界の不況

といふものが、永遠に続くべきものでなくして、

これは一時的なものであるという観点に立つて、

交付税率の引き上げを直ちに行なう措置はこの際

とらずに、不足額を臨時特例交付金といふ姿で出

さしていただき、残余を起債でまかなかわしていた

だくということにやらせていただいたよう次第

でござります。

なお、借金政策であることは事実でござります

が、國の一七%の国債依存率に比べまして、地方

八%と申しますか、これも、将来の財政負担につ

いて決定的な過重となるというふうな姿でもなか

ろうと思っております。なお、注意すべきは、三

千三百の各自治体でござりますので、財政力ある

いは財政規模等に見合いまして、将来そのような

要の起こらないように、適切なる、さめこまかい

財政運用を行なうことによって将来に対する過重

を防いでいきたい。このような考え方にしてこと

の処置をしたものでございまして、来年以降、

昭和四十七年度におきましては、過疎地区を含

め、広域市町村圏全城を指定する予定をいたして

おりますので、この広域市町村圏の計画の推進に

よりまして、過疎地域に目を入れるといいます

か、魂を入れるといいますか、そういう姿で、

過疎地域の振興とあわせて広域市町村圏の振興を

はかることによつて、この問題を根本的に解決し

ていきたい。かように思つておるような次第でござります。

○村田委員 いま御指摘になりました大臣のお説

は、私はよくわかります。

自治省あるいは経済企画庁、そういった官庁の

持つておる意義というのは、いわば縦糸、横糸

の機能で申しますれば横糸だと思っておりま

す。そうして、こういう横糸的な機能を持つてお

る日本の行政官庁というのは非常に少ないのです

ります。これは経済企画庁、自治省、そういった

官庁、あるいは大蔵省も一部そうでござります

が、そういったところに限られるわけでありまし

てみましても、現在においては、いわゆる過疎、過疎の問題。したがいまして、経済力の集中をして

おります都市地域と、そして経済力の非常に希

薄な農村地域との間に大きな格差があるというこ

とでございます。この格差は、年とともにたいへん増しておるのでございまして、たとえば東

海道メガロポリスと申しますか、太平洋ベルト地

帯の、東京から大阪、神戸に至る地域においては、日本列

島の全人口の約六割がやがて集中をしようとして

おる。こうした過疎地域における行政施策、過疎

地域における行政施策といったものが当然行なわ

ねなければいけないわけでござりますけれども、

これは年とともに格差が激しくなつております。

したがいまして、昭和四十一年の不況のおり、あ

るいは先ほど大臣の御指摘になつた昭和二十八、

九年の不況のおりよりも、現実の事態は、地域閉

塞問題から言えればさらには深刻でござります。

そういった過疎、過疎の問題について、税源配分等の

関係でどういうふうに対処していくおつもりも

ありますか。ぜひこの際承つておきたいと思います。

○渡海国務大臣 はい、この際承つておきたいと思

います。

過疎、過疎が現在の大きな問題

になっておるということは事実でござります。こ

れと取り組まなければ今日の問題を解決すること

はできない。このように考えております。私たち

は、今回の財政計画におきましても、特にこの点

に重点を置いて地方財政計画を組ましていただ

たつもりでござります。

過密対策につきましては、急増する都市周辺の

市町村の財政需要を満たすために、交付税の算定

ができますように、財政計画においても組まして

いただいたような次第でござります。

一方、過疎対策におきましては、過疎法ができ

ましてからことしでちょうど三年目になります。

五ヵ年計画は順調に推移し、四十五年から四十九

年に至る五ヵ年で、市町村から出てまいりました

過疎対策は、財政的なものはぜひとも実行に移す

といふ姿で完了いたしたいと私は思つております。

また、完了できるよう財政計画では組んで

おります。しかしながら市町村が出され、県が出

された過疎対策が、はたして実のある過疎対策と

して、それで過疎が解決できるかどうか。この点

につきましては、ちょうど中間年度でござります

ので、ことしの対策をあわせて、各地方の実情を

ながめ、もし必要であれば手直しすることも考え

なければいけない状態でないか。四十七年度は、

せひともこれはあわせて検討をしていただきたい。

かようには私は考えております。と同時に、その過

疎地域の抜本的な解決をはかるのには、過疎対策

だけでは何としてもだめだ、その過疎地を含めて

の広域市町村圏、これらをあわせて広域的に考え

るときには、初めてこの過疎問題が解決できるので

はなかろうか。かように考えておる次第でござい

ます。

昭和四十七年度におきましては、過疎地区を含

め、広域市町村圏全城を指定する予定をいたして

おりますので、この広域市町村圏の計画の推進に

よりまして、過疎地域に目を入れるといいます

か、魂を入れるといいますか、そういう姿で、

過疎地域の振興とあわせて広域市町村圏の振興を

はかることによつて、この問題を根本的に解決し

ていきたい。かように思つておるような次第でござい

ます。

○村田委員 いま御指摘になりました大臣のお説

は、私はよくわかります。

自治省あるいは経済企画庁、そういった官庁の

持つておる意義というのは、いわば縦糸、横糸

の機能で申しますれば横糸だと思っておりま

す。そうして、こういう横糸的な機能を持つてお

る日本の行政官庁というのは非常に少ないのです

ります。これは経済企画庁、自治省、そういった

官庁、あるいは大蔵省も一部そうでござります

が、そういったところに限られるわけでありまし

て、言うなれば、近代国家生成当時からの縦割り行政というものを、昭和四十七年まで大きく改めることなしにやつてきたと、いうところに、私は、日本の行政、政治の非常に矛盾というものがあるのだと思います。

さて、そこで、広域市町村圏、その中に過疎地域を含めてその指定をし、そして、これからその魂を入れていくという考え方、私は同感であります。その機能をなしますのが、自治省の、たとえば企画室であり、行政局であり、そういうたところであると私は思うのですが、私自身がかつて自治省に勤いておりまして感ずましたことは、自治省が、ともすれば各省に引きずられて、そして、前向き的な機能を果たさないで、各省の行政についていた面があつたのではないかという考え方でございます。したがいまして、いま自治大臣が御指摘になつたように、広域市町村圏の指定をし、そして、過密、過疎の矛盾と前向きに取り組むことによって、今後の自治行政というものを全国的な観点でひき進めさせていただきたい。それはさらに、広域市町村圏が、いわゆる生活圏を含むところの一つの団体であるとすれば、一つ一つの市町村の区域をこえて新たな行政体というものが発生しつつあるという時代の要請である。そういったところの一つの問題点が広域行政上あると思うのでござります。したがつて、その問題は、たとえば中部圏であるとすれば、そのさらに上にある都道府県といふ行政についていた面があつたのではないかとおもつておると思うでござりますけれども、そういうふうに考えておきたいと思います。

○渡海国務大臣 この問題は、当委員会でもこれまで唱えられてきた問題でござりますし、各種

の御意見等もあり、また、政府のほうからも、三回にわたりまして府県合併法案といふうな法案も出てきた姿でございます。私たちも、府県合併法案というものについて検討をさせていただいております。しかしながら、広域行政というものを、いま申されたように、まず広域市町村圏といったような姿で現在やつておりますが、現在の自治体において、府県とか、あるいはそれが合併して大きくなつた県でございましても、何と申しましても、これは補完行政でございまして、その第一義は市町村だ。その市町村に、今日の要請にこたえる力をつけるということを第一義として取り上げなければならぬ問題であります。かのように考えておるような次第でございます。

なお、これらの問題は、実施に移すためには、その第一義的な市町村の現在の状態を、いかにして社会経済の変化に応する力強い行政のできる市町村に導いていくか。これと関連して、府県をこえての補完的な立場にあるところの地方団体はいかなる姿であるべきか。大都市との関連もあわせて、慎重に総合的に検討を加えていただきなければならぬ。こういう姿で、地方制度調査会には数年来御研究を賜わり、そのつどことに、時代に応じたものを部分的にはいただいておるというのが現状でございます。部分的にいただいた分野で、まだ実施に移していないもの等もござりますので、そういった結論が出ておりますものについてはできるだけ法案にし、実施に移していくのでござります。

自動車税についてのそもそもその考え方というのでは、いわゆる固定資産税的な性格と、道路損傷負担的な性格と、それから、一部の自家用車については、特に奢侈税的な面を持つておるということが理論として指摘をされておるのでございまが、現在のモータリゼーションの時代であって、文字どおり自動車保有台数が飛躍的な増加をしておる時代は、たとえば、昭和四十五年三月の日本同じくの普通貨物、乗合、普通乗用、小型四輪貨物、小型乗用等々の自動車の保有台数は、千六百五十一万台に及んでおります。それが、四十八年の末には二千五百万台にもなると推定をされておるときでございまして、したがって、まさにモータリゼーションの時代と言つていい。こういうふうな姿でございます。大きな変革が、現状でござります。したがつて、その問題は、たとえば近畿圏であるという、都道府県をこえた、広域市町村圏の上にあるもう一つの広域行政、そういうふうに考えておられると思うでござりますけれども、そういったところの問題は、当委員会でもござります。

○村田委員 最後に、自動車税の関係について御質問を申し上げて、そして終わらせていただきたいと思ひます。

先ほどの、大臣の、都市財源の充実の問題についての御答弁の中でも、たとえば自動車重量税、在、燃料税等、自動車に関する税金が多様に分かれることについては、簡素化し、統合すべきではないかという御意見が出ておることも、私も承知いたしております。しかし、それぞれの税ができるましいきさつ、あるいはその税の性格、また、それぞれの課税主体が國、都道府県あるいは市町村というふうに分かれています現状から考へたなれば、直ちに統合するということだけで解決得る問題でない、それぞれの性格があるといふことで、私は、総合的に、自動車というものは決して奢侈品でないということは認めなければなりませんが、また、これの固定資産税的なものの性格とともに、これに要する行政経費といふうなものが、また、単に直接の道路だけではなくて、他の交通公害の防止その他に間接的に要ります経費も、あわせて総合的な負担を考えただかなければなりません。九税目に分かれております分を、いま申し上げましたような事情から考えましたなれば、直ちに自動車そのものをとらまえて、一に合わせならないこととは非常に困難が伴うと思いまります。九税目に分かれております分を、いま申し上げましたような事情から考えましたなれば、直ちに自動車そのものをとらまえて、一に合わせなければならない課題である。しかし、趣旨はいま申しました点からはいずれないよう、根本ですが、税制調査会等の答申もありますので、納税の簡素化のためにも、将来ともに慎重に検討してまいりたい。このように考えております。

○村田委員 私は、本日は、地方税の改正に関連をいたしまして、地方財政の見通し、そしてまた、今後の地方自治のあり方についての質問、それから、現在問題になつております市街化区域内の農地の課税の実施についての問題点、それから、都市の税源の充実についての問題、過密過疎対策に関する考え方、そして最後に、自動車関係諸税の整理統合について伺つたわけあります。

まだ、私の準備いたしました地方税法関係の問題

点も相当ござりますけれども、本日は時間が参りましたので、また別の機会に譲りまして、きょうはこれで終わらしていただきます。

○大野委員長 山口鶴男君。

○大野委員長

○山口(鶴)委員 地方税につきまして幾つかお尋ねをいたしたいと思いますが、ただいま、自治大臣が、市町村委員の質問に答えまして、市町村こそが基礎的自治体であり、これの力を強めることに全力を尽くさなければならないという趣旨の御答弁をされました。私どもも同様に考えておるわけであります。問題は、大臣がせつからそのようなお考え方をお持ちであり、先ほどのような御答弁をなされたわけでありますから、私は、国税、地方税、わけでも地方税の中の都道府県税、市町村税、こういった配分の中にそのお考え方が明瞭にあらわれてこなければ、これはことばだけの遊戯でありますて、基礎的自治体である市町村を強化する、力を強めるということにはならないんではないか。かように考えるわけであります。

そこで、本日いただきました昭和四十七年度の「地方税に関する参考計算資料」を拝見いたしましたと、まず、国税と地方税でありますと、昭和四十七年度の見込み、国税におきまして九兆四千五百三十九億円、地方税四兆三千八百八十一億円、租税負担率で見ますと、税全体の租税負担率が一九・〇%、これに対しまして国税が一三・〇%、地方税が六・〇%ということにそれぞれなっておられます。これを見ますと、国は九兆四千五百三十九億円、租税負担率のうち一三%を確保する。しかし、地方は四兆三千八百八十一億、租税負担率は六・〇%であって、国税の半分以下だということがこれで明瞭だと思うであります。

前々から、当委員会におきましては、租税の再配分をすべきじゃないか、税源の再配分こそが必要であるということが強調されてまいったわけであります。が、今回税制改正を拝見いたしまして、市町村に対して新たに航空機燃料譲与税が九億円になると、地方は四兆三千八百八十一億、租税負担率は六・〇%であって、国税の半分以下だといふこと

うことについては、全く実効があがっていないということを非常に残念に思うのです。市町村を強化する、自治体の力を強めるということから、現在の税配分をごらんになりました。大臣の御思想があれば承りたいと思います。

○渡海国務大臣 よく、税金は七、三で取っておられる、仕事は反対に四分六で地方がしなくちやいはないじゃないか、こんなことでどうなる、もつとあります。その点につきまして、私はやはり同感でございますが、残念ながら、日本の自治体の財政上の不均衡と申しますか、それらの点がありまして、今日まで至つておることは事実でございまして、どの税目一つをとらまえてみましても、何申しますか、富裕団体に非常に多く行くけれども、貧弱団体には行かないというふうな状態がございまして、現在、交付税によりまして、この点の不均衡を是正するために、一たん国が取り上げたものを地方に渡すという姿で持たれておるのですが、今日のあり方じやなかろうかと考へておられます。税そのものはいまのような姿でございますが、したがいまして、できるだけ今日の自治体の力をならすことによりまして、税収入等も不均衡な姿でないような自治体を持っていくことも一つの方法でなかろうかと私は思いますが、今日の状態におきましては、それよりも、むしろ税を渡すこと自身も考えなくちやいけない。かように思いますが、交付税自身をほんとうに地方の固有財源化するという点について徹底する、その性格を明らかにするにすることによりまして、地方税と交付税を合させて地方一般財源とするという観念を今後とも強化していく方向で処置するのが現在の日本の自治体の現況に即応した姿でなかろうか。私は、このように考え、今回の措置にあたりましても、交付税率、交付税のほうで、少なくともいままでの伸び率と同じものだけは確保したいという点で、借り入れ等も入れました、が、努力さしていただいたような実情でございます。

あれば、非常に貧弱団体もある。そういう中で、どうしても財政調整の機能が必要であるということは、私どもよくわかるわけであります。ただ、問題は、大臣よく御存じのとおり、從来から富裕団体と見られてきた、また、常識的に言つて富裕団体であるべきである横浜市、あるいは名古屋市、あるいは大阪市、神戸市というような昔からの大都市ですね。そういう都市においてすら、現在は交付団体に転落をしている。こういう状況はだれが考へても非常に不合理だと思うのです。したがいまして、やはり市町村の財源を充実する、そして、そこで生み出されました剰余を、今度は交付税でもって、財源の少ない過疎地域といいますか、貧弱団体に思い切つて傾斜配分をしていく、ということが、私は、るべき姿として考えられて当然じやないだろうかというふうに思います。

地方交付税の問題についても触れられました
が、従来まで、大蔵大臣は、きょうも大蔵省の方
がおられますけれども、交付税は地方の財源だと
いうことをなかなか言わなかつたわけです。ここ
二、三年來、やつと福田前大蔵大臣が、交付税は
地方の財源であるということをしぶしぶ言われ
て、大体大蔵省も、交付税は地方の財源であると
いうことを認めてきたようなわけでありますけれ
ども、そういうような経過もございまして、やは
り、特に、市町村の税財源の強化ということ、が非
常に必要だと私は思うのです。ところが、過去に
おきました国税が一休どのくらい伸びたか
という数字を私ちょっと拝見をいたしましたが、
国税におきましては、昭和三十年度から昭和四十
四年度に至る間、一休何倍に伸びたかと申します
と、府県民税が一三・八倍、事業税が九・七倍、
その他の税が一四・五倍。府県税がたいへん伸び
たのは、かつて国税を減税した分をこの府県税に
一部移譲したことなどがございまして、そういうふた経

過もありますから、府県民税が相当伸びているんじゃないかなと思いますが、平均いたしまして一・七倍。これに対しまして、市町村ですね。市町村民税が七・六倍、固定資産税が四・五倍、その他の税が六・二倍、平均をいたしまして五・八倍しか伸びていない。この税の推移を見ますと、せっかく大臣が、基礎的自治体である市町村が大切だ、この力を強めにやならぬと言うのでありますか、一番つれなく扱って、力を強めるどころか、力を弱めるということに自民党政府は一生懸命にならなかったんじゃないのかということが、客観的な数字を見ると、むしろ、市町村を、何といいますか、一見つれなく扱って、力を強めるどころか、力を弱めたんじやないのかということを私は非常に残念に思うのです。市町村の力を強めるということになれば、これは一年、二年ではなかなか実現しないと思いませんけれども、十五年間という長い見通しを見た場合に、少なくとも他の税に比べて市町村の税がやはり伸びて来る、ふえているという形を發であらわさにやいかぬじやないかと私は思うのですが、この点、いかがございましょうか。

はり安定した財源を与えて、安定した運営をしていくということが必要でなからうかと思ひますので、そのような税の配分の方法は考えていかなければならない。かようになっております。

交付団体に落ちたじやないかということをごせい

申しましたような税のアンバランスを生むと同時に、土地の騰貴が非常に異常なまでに行なわれます。

して、その固定資産税を大きな財源の一つとしております市町村税におきましては、この土地の価

格というものについていけない。税制の固定資産税を上げるというようなことが実施しがたいとい

う姿において、固定資産税の収入を多くすることができます。一方におきまして、財政需要額は

必要とする、土地の価格も騰貴したもので見ていかなければならないという点が、特に、大都市に

おける財政需要の膨大、これに伴う税収の不足といふことで、交付団体に落としていった大きな原

因でなかつたかと私も考えておるような状態でござります。

今回の、四十七年度の税の見積もりにおきましても、府県の税収の伸びは二・五%にとどまりて

おり生ずるに、山崎村の伸びは一四%近く出ておるという姿は、これは景気と不景気とによつて違つてくる。全資本三割弱迄のところまで

進んでくる。経済の十年間を振り返ってみましたが、異常なる発展を遂げたわが国でありますから、いま二十二年近くの日本は、一九四五年から二〇〇七年まで、

らいの、どうなれの仲ひのアンバランスかで、たんじやないか。かよう考へる次第でござります。

〔塩川委員長代理退席、委員長着席〕

には、安定したものを市町村に与えなくちゃならないが、その他の補完の方法でよほして、いま

申されました市町村に重点を置かなければならぬ
いという点につきましては、安定を保ちながら補

完する税金において市町村に財源を与えていくと
いう方向で、今後とも検討をしてまいりたい。か

よう考へておるよな次第でござります。

言いわけのような答弁になりましたけれども、私は、安定した税源はあくまでも市町村に残していくという姿でやつてしまいたい。その安定を保ちながら税の伸びを考えるような補完措置を、今後は市町村を主として講じてまいりたい。かようになります。

○山口(鶴)委員 大臣も指摘されましたたが、本年度の税収の状況を見ますと、府県税におきましては一・五%しか伸びていません。これに対しても市町村税は一四・一%。平均いたしまして七・七%。從来二〇%以上伸びておったものが急激な落ち込みである。しかし、その中でも、固定資産税のようない定した税を中心とした市町村税については、これは府県税のようない急激な落ち込みはない。その点は私よくわかるわけです。ただ、問題は、大臣もおあげになりましたが、大都市の人口急増、過密対策、あるいは公害対策等、非常に急激な財政需要に迫られているわけですね。したがいまして、市町村がある程度安定した税を持っていくこと、それはけつこうでありますけれども、同時に、急激な財政需要の伸びに追いついていくための、必要な新しい財源というものを与えていくべき段階に来ているんじゃないだろうか。かように思つうのです。特に、大阪市などが非常に極端だと思つうのですけれども、東京都も、二十三区の交付税を計算すれば、たしか四百億か五百億程度の交付税をもららう。いわば交付団体になる。こういう形であることを承知しておりますが、その東京都の二十三区にいたしましても、まさに法人の町になつてゐるわけですね。しかも、財政需要は非常にある。ところが、法人中心の町になつておりますから、現在の法人税の実態が、国、府県、市町村に一体どのような形で配分をされているかといふ数字を、これまで拝見をいたしましたが、それを見ますと、わが国の実効税率は四五・〇四%です。これに対して、国が法人税として徴収をいたします実効税率が一九・九三%、府県が、法人事業税が一〇・七一%、法人府県民税が一・六八%。合計いたしまして、府県が一二・三九%になります。

すか、これに対しても、市町村は、法人市町村民税だけでありまして、二・七二%しか実効税率として付与されていない。一〇〇%の配分割合で見ますと、国が六六・五%，府県が二七・五%，市町村がわずか六%という状態です。したがって、大坂市、あるいは東京二十三区、そのほか名古屋市としても、横浜にしても、神戸にしても同様だと思いますけれども、こういう配分割合でありますたために、結局、そこに所在する法人の関係のためには、市町村はばく大な財政支出を要求されるわけですね。

最近、東京都で、ごみ戦争といっておりますが、法人がある。そこに大ぜいの人が集中をします。その清掃関係の仕事というのは、あげてこれらは市町村が責任を負わなきやならない。しかし、その法人から上がります税金のうちわずか六%，百分の六しか市町村は配分をされていない。こういうことは非常に不公平だと言わざるを得ないと思うのです。したがって、この法人税の実効税率を、もう少し市町村に配分を強化すべきではないか。法人税収全体のわずか六%しか市町村に行かないといふことは、この際思い切って改めるべきじゃないか。そして、それを強化することによってこの税収が上がってまいりますところは、過疎の町村ではなくて、これは大都市、市が中心だらうと思います。そこは交付団体です。そうすれば、そこから余つてしまりまする交付税といふものは、あげてこれは市町村に、過疎町村に対しまして傾斜配分をして、そしてその当該市町村の運営に資していくことが私は可能だと思うのですね。幾ら何でも、大臣、この数字は少し極端過ぎると思いませんか。まあ、政務次官も大都市東京の御出身でありますから、そういうことについても前々からきっとお考えもあるだらうと思うのですね。お一人の御感想を承っておきたいと思いまます。

ておる税金は、国が六五、府県が一八、市町村が七というふうに一般的にいま理解をしておりまして、東京の場合は、都に渡るのは、二十三区と都と両方の分を東京都という形で持つて、その分を二十三区になにしておられる。こう聞いておるのでですが、それにいたしましても、市町村の法人課税は、これは経済によつて動きがあるのでござりますけれども、もう少し法人課税というものを市町村に案分すべきではないかということが私たちのかねがね持つております意見でございまして、税制調査会あるいは地方制度調査会等におきましても、それらのような議論もたびたび聞いておるのでございますが、実現に至つていないのでありますことに残念に思う点でございます。税制調査会の意見の中にも、長期答申の中には六項目の一つとして入れられておりますので、ぜひとも御趣旨の線に沿つて努力をいたしたい。まあ、残念ながら、四十七年度におきましては、いま村田委員にも答えましたとおり、課税を強化するというのが、経済界の状態から時期でございませんでしたので、よう実現に至らなかつたのでござりますが、ぜひとも市町村の税率を、法人課税の配分の際に、経済界の推移をながめながら強化をしていくことは、今後とも私たちの課題であると考え、今後とも努力をしてまいりたい。かように考えておるような次第でございます。

○小山政府委員 御指名でございますので、お答えを申し上げたいと思います。
年ごとに、税収というものが、国に重く、地方に軽くなりつつあるということは、いま御指摘を受けましたとおりでございます。したがつて、この改善策を申しますと、やはり、大臣からお答え申し上げましたとおり、法人税をいかに普遍的に配分をしていくかというような問題に帰着するのではないかと考へております。また、将来の税制のあり方について、この辺に大きな検討を要する面が残されておるよう私ども考えております。将来、税制調査会等の答申をもちまして、できるだけそうした弊害を除去するよう私ども努力をいたしてまいりたいというように考えております。

○山口(鶴)委員 そこで、大蔵省の税制第三課長さんですか、お見えですね。

この法人税でございますが、大臣から、いま、景気がこのように落ち込んでおるときだから、法人課税を引き上げるということはなかなかいかがかというようなお話をありましたが、まあ、暫定措置を財界のほうからそれとれと言つたのを残したこの努力は評価をいたしますが、しかし、まだまだ法人の実効税率は他の先進諸国と比較をいたしました場合低いことは、大蔵省よく御存じでしょう。わが国が実効税率四五・〇四%、これに対しテアメリカは五一・六四%、西ドイツが四九・〇五%、フランスが五〇%ちょうど。したがつて、先進国の法人に対する実効税率というのは、五〇%というものが普通じゃありませんか。わが国だけが四五・〇四%。五%近く低いわけですね。少なくとも、わが国の経済は非常な勢いで伸びておる。むしろ、昨年の通貨調整等、世界各国からわが国の経済のあり方に對して大きな批判が加えられ、その結果、一六・八八%というような、非常に高い円の切り上げを強制された。もちろん、公害等をたれ流しでやつておることはけしからぬといふような議論もありましたが、ともあれ、そういうことを考えましたときに、わが国の法人に対

する課税は低過ぎるんじゃないかな。この際法人に対する実効税率を引き上げ、先進国並みにして、そのふえた分は、あげて市町村に対して付与していくというくらいのことをやつても、決しておかしくはない。しかも、先ほどあげたように、市町村、わけても大都市は、急激な財政需要に追われているという現状、大都市が交付団体に転落をしているというような状況ということを考えたら、そのくらいのことをやつてもおかしくはない。と私は思うのですね。この点、大蔵省のお考えはどうなんでしょうね。

○福田説明員 法人税の増税の問題でございますが、これは、私、第三課長で、そこまでの責任はないとは申しませんが、若干私見的な面があるかと思うのですが、税率自体で申しますと、各国五割というものが大体例が多いようございます。ただ、英國は四割とか、それから、間接税その他の体系が違いますので、一律にどのくらいの税負担が適正かということは、すぐにはきめられないと思うのですが、地方税の関係でまいりますと、非常に景気変動性が高い。それから、税源の偏在が大きいという点で、国税のほうで税率を上げた分を地方に与えるというやり方については、地方税、国とのからみで研究する必要があると思うのですが、現在、私の手持ちの数字で、四十五年の決算でいきますと、法人課税の国、地方の配分、これは国が六六、地方が三四という率になっておりますが、法人税の三二名、これは交付税でいきますので、これを考えますと四五と五五ということになりますので、結局、交付税あたりの仕組みが同時にうらはらの問題になるかと思うのです。税金部の配分でいきますと、交付税、譲与税、補助金負担、非常に複雑な仕組み全部総合しますと、これも同じく四十六年でやつてみると、調整後に置いて、國が三四、地方が六六ということです。全体の財政を國、地方を通じてどう見るかということ

が大事じやないかと思うのですが、特に、去年は、先生から御指摘のあった法人税の付加税の問題で、あれをもとに戻さないと、だけでも國が相当苦慮したわけですが、特に景気が悪い場合に、國の場合、公債政策が相当拡大され、公債依存度というのが高まっておりますために、地方ももちろん高くなっていますが、國の公共事業は、ほとんどといいますか、九割近くが公債でやるという形でやりながら、交付税を地方に渡すということで、非常にむずかしい問題でございましょうが、地方に財源が偏在する。それから、住民からすれば、ナショナルミニマムみたいな要求が強いので、どういうふうにするかは税のほかの財政全般にからむ基本的な問題、総合的な問題でござりますので、全体的な見方から税調等で検討するということになろうと思いません。

も、ふえた分は当然これは交付税となり、市町村にはね返ってくる。国が約三千億円くらいふえるだろう。そうすると、交付税が千億ぐらいやはりふえるということで、市町村が実効税率が上がります分と、それから交付税として一千億はね返ってくる分というものを総合いたしまして、より市町村の財源強化ができるのではないかということをある程度考えておりますけれども、今後とも市町村に対して、特に大都市財源の充実ということを、毎年毎年、村田さんもお触れになりましたが、当委員会としては附帯決議としてつけているわけでありまして、そういう点十分考慮いたしましたとして努力をいただくことを要請をしておきたいと思うのです。

かつた。非常に残念に思います。大都市財源充実ということを言っておられるわけありますから、せめてこれくらいは実施してもよかったです。じやないかという感じがいたすのであります。その点はどういう理由で実施に至らなかつたのか。その理由について御説明をいただきたいと思うのです。

○渡海国務大臣 この点、実行に至らんと、予算委員会では、細谷委員から、自治省の努力が足らなんだという御批判を受けたのでござりますが、私は、率直に、そのとおりでございます。答弁をさしていただきました。私自身、この税が実現することができなんだと、うことに對しまして、まことに残念に思っております。

いま、どういう理由で実現に至らんだかといふ点について御指摘がございましたが、山本議員の本会議における質疑にも答えましたとおり、税の目的、性格——都市財源として、全部の市町村に、財源を得るためにこの税を創設するんだといふことになりまして、おそらく、全市町村に同じようなやつで財源として与えるべきじゃないかという点。それと、いま山口委員もまた申されましたように、過疎地域に対するは法人税を上げなくとも、過密地帯に、一定地域に対して歐米並みの法人税率を取つたらどうかというふうな御指摘もございましたが、事務所・事業所税もそのような趣旨にすべきであるかどうかという点で、残念ながら意見の一一致を見ることができませんでしたのは事実でございます。

それともう一つ、課税の対象をどう持っていくかという点、あるいは、いま御指摘のありましたように、不動産取得税的なものにとめるかどうかとの一致を見るまでのところに至りませんでした。

たまたま経済界の不況ということで、新税を創設する時期であるかどうかというふうな点もございまして、今回、四十七年度は見送らざるを得なかつたというのが実情でございますが、私たち

ものを整理、統合し、私たちの方針をはつきりいたしまして、四十八年度の経済界の推移等をながめながらぜひとも実施に移したい、引き続き努力をいたしたい。このように考えておる次第でござります。

○山口(鶴)委員 通産省の企業局参事官、お見えですね。

工場立地等について、通産省でもいろいろお考えになつておられるだらうと思うのですね。むしろ、これ以上過密地帯に工場が立地することについて、これは、これは公害問題もあるでしょうし、その他、わが国の総合的な土地利用という観点から書きまして問題がある。ですから、通産省などは事務所・事業所税については積極的に賛成じゃないか。賛成するくらいの意向があつてしかるべきだらうと私は思うのですが、どうなんですか。

○田中説明員 私どももいたしまして、過密地帯から工場を分散させるという方向を促進いたしましたために税制を活用いたしますことにつきましては、きわめて有意義である。このように考えておるわけでございます。こうした見地から、四十七年度におきまして、先ほど来お話を出しておりますように、法人税の租税特別措置が廃止をされる、打ち切られるという見通しでもありました形のもうとに、過密地帯におきましては、これをそのまま残すというような形で、法人税をいわば重課する。これによって、過密地帯からの工場分散の一つのインパクトを与える。一方、こうした税収を財源といたしまして、工場が分散いたしていくますその先の市町村、あるいはその企業それ自体、何らかの助成、補助をいただく。こういうふうな考え方で検討を進めてまいってきたわけでござります。

ただ、しかしながら、先ほど申し上げております。そのような情勢のもとに、今回はこれを見送るあたりから反対が出たんじゃないかというふうな御意見であったのですが、そんなことはございません。私は、意見はまだ全然お聞きするに至らずして終わったのが事実でございます。

いまの法人税に対する問題につきましては、私は、通産大臣にそのような構想をおありであるといたことはかねがね知つております。これは、諸外国におきましても、過密、過疎の問題として行なわれておる立法等を、私も、詳しく述べてお

としても納得できるものかというような点をよく

詰めまして、さらに検討を進めたい。このように考へておる次第でござります。

○山口(鶴)委員 そうすると、通産省とすれば、過密地帯と過疎地帯とでは税にある程度の格差をつけることは考える。ところが、そのあとがどうも各省のみみつらいところじゃないかと私は思うのですけれども、すぐそろいものを税源として取つて、地方に与えないで、補助金として流してやろうとする。いわば、自分たちのなわ張りを強化して、補助金行政をより強めて、監督官庁としても問題がある。ですから、通産省などは事務所・事業所税については積極的に賛成じゃないか。賛成するくらいの意向があつてしかるべきだらうと私は思うのですが、どうなんですか。

うううううちに本來の趣旨を生かしていくかというのにならをきかせようというような意図で、各所の意見を聞いて、それをもとに、各所の意見をもとに、いま申されました山口委員の意見をいたしまして、それによって生ずる税収は通産省のものでございませんぞというような意見は申し述べておいたのでござります。これをども各所のみみつらいところじゃないかと私は思うのですけれども、すぐそろいものを税源として取つて、地方に与えないで、補助金として流してやろうとする。いわば、自分たちのなわ張りを強化して、補助金行政をより強めて、監督官庁としても問題がある。ですから、通産省などは事務所・事業所税については積極的に賛成じゃないか。賛成するくらいの意向があつてしかるべきだらうと私は思うのですが、どうなんですか。

○山口(鶴)委員 そうすると、通産省とすれば、過密地帯と過疎地帯とでは税にある程度の格差をつけることは考える。ところが、そのあとがどうも各省のみみつらいところじゃないかと私は思うのですけれども、すぐそろいものを税源として取つて、地方に与えないで、補助金として流してやろうとする。いわば、自分たちのなわ張りを強化して、補助金行政をより強めて、監督官庁としても問題がある。ですから、通産省などは事務所・事業所税については積極的に賛成じゃないか。賛成するくらいの意向があつてしかるべきだらうと私は思うのですが、どうなんですか。

○山口(鶴)委員 とにかく、市町村の急増する財政需要にこたえるために、事務所・事業所税といふのも一つの考え方だらうと思います。法人税でもって差をつけたらどうかということも一つの考え方だらうと思う。ともあれ、いろいろ障害はあるにしても、大都市財源充実として、大都市財源充実の方向に向かって、ぜひとも来年度は——この航空機燃料譲与税で九億であるたというようななことではないに、大都市財源充実として、国民みんなが納得をするような姿を現実のものとして出していくべきです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけですが、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけではありませんから、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけではありませんから、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけではありませんから、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。

○山口(鶴)委員 とにかく、市町村の急増する財政需要にこたえるために、事務所・事業所税といふのも一つの考え方だらうと思います。法人税でもって差をつけたらどうかということも一つの考え方だらうと思う。ともあれ、いろいろ障害はあるにしても、大都市財源充実として、大都市財源充実の方向に向かって、ぜひとも来年度は——この航空機燃料譲与税で九億であるたというようななことではないに、大都市財源充実として、国民みんなが納得をするような姿を現実のものとして出していくべきです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけではありませんから、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。通産省もあれだけの考え方を持っておるわけではありませんから、それに対して、自治省としては、いかなければいけないのでないかと私は思うのです。

○渡海国務大臣 この前、細谷委員の質問にも答えておられたのですが、事務所・事業所税は通産省あたりから反対が出たんじゃないかというふうな御意見であったのですが、そんなことはございません。私は、意見はまだ全然お聞きするに至らずして終わったのが事実でございます。

いまの法人税に対する問題につきましては、私は、通産大臣にそのような構想をおありであるといたことはかねがね知つております。これは、諸外国におきましても、過密、過疎の問題として行なわれておる立法等を、私も、詳しく述べてお

合が八〇%、したがって、一般財源の割合はわずか二〇%。これに対して地方はどうかと申しますと、府県は、軽油引取税とか、あるいは揮発油税の譲与税とか、そういうものを含めまして、特定財源が七〇%、したがって一般財源は三〇%。これに対して市町村は、その後、自動車取得税でありますとか、從来から見れば若干強化されてきたわけですが、しかし、それをもってしても、わずか一七%。一般財源の割合が実に八三%に達しているという状況であります。これでは、市町村があまりにも少な過ぎるのではないか。この面からも、財源の再配分といいますか、財源を市町村により多く配分すると申しますか、そういう観点から再検討いたしてしかるべきじゃないかと私は思うのですが、この点はどうでしょうか。

○渡海国務大臣 事業所・事務所税に関するまことに、いま結論的にいろいろ御激励を賜わりまして、まことにありがとうございます。御要望でございましたので答弁する必要もないのじゃないか

と思いますが、ただ、山口委員の御意見は、むしろ、大都市税源の充実としてこれをやつてはどうかというふうな御意見のよう拝聴いたしました

のですが、われわれもそういう方向で実現したいと考えたのでございます。このことは、全部の

市町村に与えるか、大都市だけに限定するかといふことで、その性格に非常に大きな問題がござりますが、そのときに一番問題になりましたのが、

お会いいたしまして、現在では大体御理解をいた

る、特定された市町村だけには反対であるといふ意見があつたものでございまして、その調整もおくれておつたということが事実でございます。いまここで御激励をいただいて、その後、私も、直

接都市関係の理事者並びに議会方面の方々ともお会いいたしましたが、自動車

税源を必要とする大都市側に、特定されたそいつた税といふものについては反対であ

る、特定された市町村だけには反対であるとい

ふうな点もあつたということを率直に申し述べま

して、委員会としての各位の御協力を今後とも賜

わり、実施に移すための努力を続けてまいりたい

と思ひますので、蛇足になりましたが、つけ加えさせていただきたいと思います。

なお、道路財源については、市町村の財源に特定財源が少ないということは御指摘のとおりでござります。今後の道路整備の計画も、国道よりも

むしろ地方に多くをされます状態でございますから、できるだけ地方にも特定財源をふやしていきたいということで努力せなければならない。かよ

うに考えておるような次第でございます。このた

めに、あるいは自動車取得税も市町村に重点を置き、その後、四十四年には、これは地方財源の一

部でございますが、道路基準ということで、自動

車課与税の配分を市町村に重点を置いて配らして

いただくようになります。また、重量税も、全額市町村に持つていく。この点、四十七年度は、

こういった措置は税制的にすることはなかつたの

でございますが、自動車トン税が平年度化いたしましたので、財源的には、昨年と比べて、実際は少

し潤っていくのじゃないかと思つております。

四十七年度におきましては、軽油引取税をぜひと上げることにより、その引き上げになりました

分を市町村税に持つていいみたいと思い、せつかく

努力したのでございますが、残念ながら実現に至つておりませんが、今後とも、道路目的財源の拡充を行ないます際には、あげて市町村に持つていきますように努力してまいりたい。かように

考えております。

○山口(鶴)委員 事務当局に聞きますが、自動車

トン税の関係で、私が先ほどあげた特定財源率は昭和四十六年の資料であります。四十七年は、

國、府県、市町村の特定財源の割合はどの程度に

変化をする見通しでございますか。お答えをいた

だきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 四十七年度単年度とい

ますと、まだ当期の地方費の区分関係等を私も詳

細つかんで申しますと、國が八二・一%、府県

が、これは既定費も含めまして七三・一%、市町

村が二四・四%という比率になつております。

○山口(鶴)委員 少しずつは改善されつつあるこ

とはけつこうだと思うのですが、それにしても、

市町村の場合非常に低きに失することは事実でございまして、今後とも、大臣がお答えになりま

さいます。今後の道路整備の計画も、国道よりも

むしろ地方に多くをされます状態でございますから、できるだけ地方にも特定財源をふやしていきたい

たいということで努力せなければならない。かよ

うに考えておるような次第でございます。このた

めに、あるいは自動車取得税も市町村に重点を置き、その後、四十四年には、これは地方財源の一

部でございますが、道路基準ということで、自動

車課与税の配分を市町村に重点を置いて配らして

いただくようになります。また、重量税も、全額市町村に持つていく。この点、四十七年度は、

こういった措置は税制的にすることはなかつたの

でございますが、自動車トン税が平年度化いたしましたので、財源的には、昨年と比べて、実際は少

し潤っていくのじゃないかと思つております。

四十七年度におきましては、軽油引取税をぜひと

上げることにより、その引き上げになりました

分を市町村税に持つていいみたいと思い、せつかく

努力したのでございますが、残念ながら実現に至つおりませんが、今後とも、道路目的財源の拡充を行ないます際には、あげて市町村に持つていきますように努力してまいりたい。かように

考えております。

○山口(鶴)委員 事務当局に聞きますが、自動車

トン税の関係で、私が先ほどあげた特定財源率は昭和四十六年の資料であります。四十七年は、

國、府県、市町村の特定財源の割合はどの程度に

変化をする見通しでございますか。お答えをいた

だきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 四十七年度単年度とい

ますと、まだ当期の地方費の区分関係等を私も詳

細つかんで申しますと、國が八二・一%、府県

が、これは既定費も含めまして七三・一%、市町

村が二四・四%という比率になつております。

○山口(鶴)委員 地方税によるところの非課税措

置は、電気ガス税ばかりじゃなくて、固定資産税

もありますね。両方とも問題があると私ども思

ます。特に、こういった政策的なものは、やるの

だつたら国税でやるべきものであつて、地方税に

非課税特別措置ということで負担をかけることは、私は反対です。したがって、少なくとも、地方税によるところの非課税特別措置というのは撤廃をするというぐらいのことをやってしかるべきじゃないか。また、そうすることによって、特に、電気ガス税についても、固定資産税についても、これは市町村の税でありますから、昭和四十六年度でいえば、固定資産税が六百五十七億、それから電気ガス税が五百三十九億、両方合計いたしまして千百九十六億というものが、本来市町村の税として行くべきものがカットされるということなんだと思いますから、これを撤廃するだけでも、市町村に対して相当な財源の充実になるだらうと私は思うのですね。本年度は全体が少しふえておりますから、もうちょっとふえるのじゃないかと思いますが、そういう状況です。

そこで、電気ガス税のことをあげになりますけれども、わが国の電力の料金が、他の先進国に比べて、同等ないしは高いといふのなら、これは私は別だと思うのですけれども、たとえば、西ドイツは家庭用じゃなくて、商工業用電力の料金が、一キロワットアワー当たり、円に直しまして六円七十五銭ですね。イギリスが六円三十九銭。これに対しまして、わが国の電力料金は、一九六九年、四円九十二銭。一九七〇年、四円九十八銭であります。この西ドイツ、イギリスの調査時点は一九六九年のようですが、それを見ましても、イギリスや西ドイツに比べて、わが国の電力料金のほうが安いわけですね。西ドイツといえば、わが国と並ぶ経済の高度成長の国でありますから、西ドイツをもつとしても六円七十五銭。アメリカは四円五十七銭で、これは安いようでありますけれども、少なくとも、わが国と肩を並べて経済成長をやっている西ドイツに比べて、わが国のはうが電力料金が安い。とすれば、電気ガス税を五十三億円ぐらいい非課税にしないで課したところが、わが国の国際競争力がこれによつて著しく損をするというようなことはないでしよう。また、

それだけ企業が他の先進国に比べて大きなハンデを持つということもないはずだと思うのですね。とすれば、私は、電気ガス税の非課税措置というようなものは要らぬのじゃないかと考えるのですが、あわせて、通産省もおられますから、通産省のお考え方を念のために聞いておきましょ。

○福川説明員 電気ガス税に関しては、先ほど自治省の税務局長からお答えしたことと同様に

保をはかるという時期に来ているのじゃないかと私は思います。

特に問題なのは、電気ガス税が非課税になつております事業所、それから固定資産税が非課税特別措置になつております事業所であつて、これを見ますと、私の住んでおります群馬県等では、公告を出して問題になつておる公害企業は、いずれも軒並み非課税特別措置の対象になつてゐるわけですね。これは、わが群馬県ばかりではなくて、全国的に、まさにそつだらうと思うのですね。税金をかけてやるわ、公害を出されて地域住民は非常な迷惑をするわということでは、私は、国民感情から言つても許せぬと思うのです。

この際、どうでしようか、大臣。地方制度調査会もこう言つておられるわけです。いままで、コストの中に占める電力料金が三分の一あるものはみんな機械的に認めるというよくなかったりで、どんどん追加していきますね。この整理どころか、年々やすほうが多いでしょう。ことしだつてそうだ。減らしたのが一つで、ふやしたのが二つなんですから、ふえているわけですね。そういうことなしに、もうちょっと、ここにありますような抜本的な見直しを考える。できれば、私どもは全部これはやめちゃつてもいいと思っておるのですけれども、少なくとも、地方制度調査会が言つておるくらいいな抜本的な見直しを、この際自ら省は腹をくくつておやりになつたらどうか。そうなれば、市町村財源強化にもつながるということで、まさに廻行すべき課題ではないかと思うのであります。が、御決意はいかがでしようか。

○ 渡海国務大臣 地方制度調査会の抜本的改正という中に、特に電気ガス税そのものを入れるだろうかどうだらうかという点はなになんですが、私は、非課税措置の抜本的なんといふのは、むしろ、国税で実施される分がそのまま地方税にはね返ってくる分、その分についてはできるだけこれを遮断して改正せよという御意見のほうもあるのぢやないかと思っております。現在、国税が特例措置を講じられたときに、地方税もあわせて特例

措置を講ずることによって、その政策の充実を期することができるというふうに対しましては、これは国税の線に沿うて特別措置をするということもあり得る。こう思いますが、また、もう一つは、他面、技術的な方面から切り離して、これを地方税で遮断することができるというふうに対しましては、これは國税の線に沿うて特別措置をするということもあるのではないか。かように考えます。それらの点をよく精査して、地方税は地方税の観点に立つて特別措置は実施すべきであるという姿で抜本改正を行なわれなければならないのじやないか。かように考えております。

御指摘のありました電気ガス税は、これは、地方税そのものの姿でございますので、国の政策にどうこうするというのではなくして、地方税そのもので実施できるのではなかろうか。かように考えるのでございますが、この税のそもそもの立場が、いま税務局長が申しましたように、本来の目的は消費税である。したがって、製造に使われておりますところの電気というものを消費税としてそのまま取ることがどうであるかという税の根本論もございまして、現在のこと、これが原料にはね返るような比重が大きいところ、原価にはね返る比重が多いところを免税とするというふうな取り扱いをしておるのが現状でございます。

いま申されましたように、国際競争力を強化するという必要だけでそういう措置をされておるかどうか、あるいは、そうでなくして、他の物価に及ぼす原材料品であるという点によって、電気料金がコストに占める率が大きいものを、消費税という性格にかんがみて措置したものであるかどうかという点について、慎重に検討してまいらなければならぬ。かように考えますので、税の性格論ともあわせまして、慎重に検討させていただきたいと考えます。

○山口(鶴)委員 とにかく、地方制度調査会で言っておりますように、わが党が主張しているよう、やめられたらどうだと言つても、現在、自民党政府、自民党内閣ですから、そうは一べんに

いかぬと思ひますが、少なくとも、抜本的に整理すべきだという答申があるので、現状は、少しづつではあるけれどもふえてるというようなことはいかがかと思いますので、ひとつ、これは、いろいろな面から洗い直して、整理をするのだとう立場で対処していただきよう、これは強くお願ひをいたしておきたいと思います。

委員長さんから御注意をいたしましたから、あと幾つかの問題をお尋ねして終わりたいと思いますが、まず、住民税の課税最低限の問題であります。この点は、地方制度調査会が住民税軽減をせぬでもいいというような答申であるにかかわらず、住民税並びに個人事業税を含めまして、千五十三億円の減税を実施されましたことは、それなりに評価をいたしたいと思います。しかし、どうも、毎年毎年各種控除を一万円引き上げる。今回三十六万円を六十万円というように、これは昨年私ども社会党が修正案として提案をいたしました額まで思い切って引き上げていただきましたのは、これはある程度飛躍的に減税をいたしたと思うわけではありませんけれども、どうも、住民税のほうは、各種控除一萬円の引き上げというのがここまで来定着化したように考えるわけですが、どうなんですか。来年もこの一万円各種控除を引き上げるというような形で自治省としては対処するおつもりでござりますか。

○渡海国務大臣 来年の経済情勢、地方財政の状況、それらを見ませんと、いまここで答えることは、ちょっと申し訳ねるのでございますが、長期答申にも、課税最低限の引き上げについては、納稅者の数の推移、地方財政を勘案して、なお進めていかなければならぬということをうたわれておりますので、私たちは、大きな長期的な見通しとして、今後ともに課税最低限の引き上げは努力次第でございます。

○山口(鶴)委員 来年、住民税の減税をしないといふよくなことになれば、これは大問題であります

して、そういうことは絶対私ども承服できません。まあ、本年度各種控除一万円引き上げたわけありますけれども、それをもつてましたところはいかがかと思いますので、ひとつ、これは、いろいろな面から洗い直して、整理をするのだとう立場で対処していただきよう、これは強くお願いをいたしておきたいと思います。

委員長さんから御注意をいたしましたから、あと幾つかの問題をお尋ねして終わりたいと思いますが、まず、住民税の課税最低限の問題であります。この点は、地方制度調査会が住民税軽減をせぬでもいいというような答申であるにかかわらず、住民税並びに個人事業税を含めまして、千五十三億円の減税を実施されましたことは、それなりに評価をいたしたいと思います。しかし、どうも、毎年毎年各種控除を一万円引き上げる。今回三十六万円を六十万円というように、これは昨年私ども社会党が修正案として提案をいたしました額まで思い切って引き上げてきましたのは、これはある程度飛躍的に減税をいたしたと思うわけではありませんけれども、どうも、住民税のほうは、各種控除一萬円の引き上げというのがここまで来定着化したように考えるわけですが、どうなんですか。来年もこの一万円各種控除を引き上げるというような形で自治省としては対処するおつもりでござりますか。

○渡海国務大臣 来年の経済情勢、地方財政の状況、それらを見ませんと、いまここで答えることは、ちょっと申し訳ねるのでございますが、長期答申にも、課税最低限の引き上げについては、納稅者の数の推移、地方財政を勘案して、なお進めていかなければならぬということをうたわれておりますので、私たちは、大きな長期的な見通しとして、今後ともに課税最低限の引き上げは努力次第でございます。

○山口(鶴)委員 来年、住民税の減税をしないといふよくなことになれば、これは大問題であります

よなことを言われましても、いかにも過酷な苛め説得ではないか。かつて、自治省の税務局長にありますけれども、それをもつてましたところは、夫婦子供二人の標準世帯におきまして、課税最低限は八十万四千八百七十一円、所得税の課税最低限が百三万七千八百六十円でありますから、その差は依然として大きいわけであります。

調査室で非常に丁寧な資料をつくっていただきましたので拝見をいたしましたら、本年度の改正によるところの住民税の課税最低限、独身、夫婦、夫婦子供一人、夫婦子供二人、夫婦子供三人、各世帯の課税最低限。それと生活保護基準、

一級地の額でございますが、これとあまりたいし

た差がないわけです。特に、人事院が、公務員給与の勧告等に際しまして計算をしておりますこ

ろの標準生計費というものと比較をいたします

と、夫婦だけの世帯におきましては、住民税の課

税最低限が五十万八千九十三円。これに対し

て、標準生計費は五十四万六千六百円。したがっ

て、この課税最低限と標準生計費との比率、百分

比で申しますと一〇五・五%。したがって、課税

最低限のほうが標準生計費よりも低いわけです

ね。子供一人の世帯でどうかといいますと、これ

また、課税最低限が六十六万四千九百七十五円。

標準生計費が七十一万二千一百四十円。比率が一〇

八・三%。夫婦子供二人課税最低限が八十万四千

八百七十一円。標準生計費が八十三万七百六

円。比率が一〇三・二%。したがって、独身、夫

婦子三人の場合は、課税最低限のほうがやや標準

生計費より高いようでありますけれども、夫婦並

びに夫婦子供一人、並びに夫婦子供二人、この世

界では、課税最低限のほうが標準生計費よりも低

い。こういう状態になつておるようであります。

大体、税金というのは、生計費には課税せずとい

うのが税の原則だと私は思うのですね。ところ

が、人事院が計算いたしました標準生計費より

も、課税最低限のほうが低い。いわば、生計費に

食い入って税金を課すということは、幾ら住民

税は応益原則である、所得税は応能原則だとい

うことです。そういふふうな感覚でござります。

田さんと同じような鬼のような顔に見える。苛

求の悪代官のようだというふうに思われるでもや

むを得ないんじやないかと思いますが、いかがで

すか。生計費にまで食い入って住民税を課税す

る。これはよくないと思います。少なくとも、わ

が党が提案いたしますように、各種控除をせめて

二万円この際引き上げて、三年間のうちに所得

税の課税最低限とそろえる。とりあえず、本年

分、課税最低限について、夫婦子供一人の場合

は八十万四千八百七十一円ではなくて、八十九万

七千五百三十七円ぐらいまで引き上げるべきだ。

そうすれば、人事院の標準生計費、夫婦子供二人

の場合は八十三万七百六十円でありますから、生

計費に食い入って課税するというようなことは解

消することができます。かように思ひわけであります

が、佐々木さん、どうでしようか。わが党案の

ほうがいいのじやないかと佐々木さんも思うので

はないかと思いますが、その点、いかがでしょ

うか。

○佐々木(喜)政府委員 確かに、税負担というの

は、安ければ安いほど、それにこしたことはない

わけであります。住民税という場合には、国税の

所得税と違ひ、地方税としての性格から見まし

て、地方税として、地域社会の費用を広く住民が

分担し合うという考え方をこれに纏り込んでいか

なければならぬ。そういたしますと、そういう

わけであります。住民税の課税最低限の間に相当な開きがあり、

しかも、人事院が計算いたしました標準生計費に

食い入って住民税の課税が行なわれるといふこ

とは、私ども、いかがかと思います。もちろん、

佐々木さんが書かれたような三千幾つのか町村の

財政の状況というのもあるでしょう。本年度住

民税並びに個人事業税の減税を千五十三億円いた

しました。そうして、一般会計から千五十億円繰

り入れまして、住民税の減税分は一般会計から交

付税としてとつてきただいたことについては、これはそれなりに評価をいたすわけあります。が、私ども、住民税の減税を行なうと同時に、その穴埋めといふものは、國が責任を持つて行なうのだと、いうことで、今後とも住民税負担の軽減をはかっていただくよう、これは強く要請をいたしておきたいと思うのです。

そこで、個人事業税ですが、三十六万から事業主控除を六十万に引き上げた。それなりにけつこうだと思いますが、しかし、これをもつてしても、まだ所得税欠格者が個人事業税を納めなければならぬというのには、決して完全には解消されていらないと思うのです。大体どの程度解消になりますか。お答えをいただきたいのが一つ。

それからさらに、所得税欠格者が個人事業税を納めるということについていかがかかといふことで、東京、神奈川、愛知あるいは大阪、京都等の各都府県におきましては、それぞれ独自の条例でもって軽減措置を講じて、所得税欠格者が個人事業税の負担にあえがなくともいいように、という措置をとられておるようあります。私どもは、そういう措置をとるべきだというので、全国の社会党の府県の本部に指示をいたしまして、そういう努力を積み重ねてきたわけでありますけれども、どうも、最近、自治省の様子を見ておりますと、今度、三十六万を六十万に引き上げるのだから、府県独自の減税をやるなという強い御指導を自治省がおやりになるやに承つておるわけであります。地方自治なんですから、べらぼうなことをした場合には、ある程度自治省が御注意するのもけつこうでしょう。しかし、地方税欠格者がいまなおある。その方々をある程度救おうという程度のこと、各都府県が条例でもって救済措置を講ずるということまで自治省はうるさく言うべきではない。私はかようにも考へるのです。この点に對するお考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 今回の事業主控除の引き上げによりまして、所得税の控除失格者が事業税

の納稅義務者になつておる人々の約七割が事業税の納稅義務を免れるということになるものと私ども推定をいたしております。また、この六十万円をもちましても、約三割程度がやはり事業税の納稅義務を負うことになるわけございまして、なつておきます。

ただ、從来から、東京都等におきまして、事業税の減免措置ということが行なわれておるわけであります。が、この減免措置のやり方について二つ、一つは、扶養親族の数に応じた減免措置が行なわれておる。これが事業税の性格から見えていかがなものであるかといふ点が一つであります。それから、この軽減措置のしかたが、一定の条件には、これまで私どものほうでは規制することになったものについて一律的に行なわれておるといふ点について、やはり問題があるといふことに考へております。ただ、そうした減免措置というものが、現在の地方税法の中におけるこうした事業主控除等の額が非常に低いために、そうした措置が、それが他の團体において行なわれておったという事実は、私どもも否定はいたしませんけれども、そういう意味で、また、ことの改正におきまして、できる限りの事業主控除の引き上げを行なつたわけでありますので、やはり、事業税の性格から見て、やや問題のある軽減のしかた、あるいは一律的な軽減のしかたについては、この際再検討をしてもらいたいということをやつたのです。たゞ、その結果、事業主控除を六十万円まで引き上げたわけでありまして、そういう趣旨からすれば、地方自治体が、少なくとも、所得税を納めていない者については個人事業税は納めぬ力といふ面から考えまして、それぞれとるということについてまで自治省がとやかく言つことはないのじないかと私は思いますが、佐々木税務局長の御答弁は御答弁をいたしまして、私が申し上げたような趣旨もやや含まれておるやに聞いたわけありますけれども、大臣としてのお考へがあればお聞かせ願いたいと思います。

○山口(鶴)委員 そうすると、東京やその他の府県が過去においてやりましたような、扶養家族一人について幾ら税額から控除するということになりました。それで、各都府県が条例でもって救済措置を講ずるといふことまで自治省はうるさく言うべきではない。私はかようにも考へるのです。この点に對するお考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 一つの問題は、やはり一律的な軽減を行なうといふ点に問題は残るといふふうに考えております。地方税法の規定によりま

して、税負担の均衡といふものもはかりながら税制といふものが組み立てられておるわけでありますから、やはり、軽減措置といふものは、それぞれの地方團体の判断によつて行なうことにはなるわけありますけれども、單に基準をあらかじめきめておいて、それによって一律的な軽減措置をとるということは適当ではないといふうに判断をしております。

ただ、それぞれの納稅者ごとの、それぞれの事情に応じた相税率から見ての軽減措置といふことは、これは地方税法の規定するところでございまして、これまで私どものほうでは規制することはないけれども、いわば、税法で期満たしたものにせんけれども、いわば、税法で期待しているのと違つた軽減措置といふことは、やはり適当ではないといふうに考えております。所得税欠格者について、個人事業税を納めるのはどうかと申しますが、これまで私どものほうでは規制するといふうに考えておりませんけれども、いわば、税法で期待しているのと違つた軽減措置といふことは、やはり適当ではないといふうに考えております。○山口(鶴)委員 大臣、どうなんですか。所得税欠格者について、個人事業税を納めるのはどうかと申しますが、これまで私どものほうでは規制するといふうに考えておりませんけれども、いわば、税法で期待しているのと違つた軽減措置といふことは、やはり適当ではないといふうに考えております。私は、各地方團体が、与えられた中で、地方自治を生かして、自分できめることとは、こればかりはもうあくまでも尊重しなければならぬといふうなことは、地方自治のあり方として、できだけ各自治体でやっていただきたい。かようには本來の自治者の立場でござりますから、そういう趣旨から、三十六万円の基礎控除を六十万円まで引き上げたわけでありまして、そういう趣旨からすれば、地方自治体が、少なくとも、所得税を納めていない者については個人事業税は納めぬことについてまで自治省がとやかく言つことはないのじないかと私は思いますが、佐々木税務局長の御答弁は御答弁をいたしまして、私が申し上げたような趣旨もやや含まれておるやに聞いたわけあります。

○山口(鶴)委員 わかりました。從来より今度別に強きびしく指導するわけじゃない、地方自治というたてまえもあるので、從来と同じ程度の御注意を申し上げるということとの趣旨だと思いますから、そういう意味で了解をいたしておきました。それ以上に行き過ぎたような指導を事務当局においてされぬように、強くここで引きをさせておこく、と言つてはなであります。が、強く要請をいたしておきます。けつこうです。

○渡海国務大臣 次は、時間もありませんから、農地の固定資産税のことをちょっと私はお伺いをしておきたいとおもいます。そこで、私どもは、やはり明確に思つのですが、大臣は、先ほど、村田委員の質問に答えまして、行政指導でおやりになるということであります。そこで、私どもは、やはり明確に地方税法の改正を行なうべきではないのかといふことと、一つの案を考えております。後刻わが党

の山本委員から、当委員会におきまして提案理由の御説明もいただきたいと思っておりますので、詳細は、私が申し上げるのは省略いたしたいと申しますが、ともあれ、市街化区域内に農地を持つおられる方が、引き続いて當農をするんだといふ申請を市町村長に行なう。市町村長が実情を十分調査いたしまして、確認をいたしました場合は、当該農地については、市街化区域外の農地としての課税ができる。こういうことを、この地方税法の中にも、C農地については行政指導ができるような根拠がうたつてあります。同じような意味で、はつきり地方税法の中にその趣旨をうたつてあることがすっきりしてよろしいのではないか。こう考えておるわけであります。

ところが、先ほどの村田委員の御質問に対しても、この施設緑地等の運用に関して、行政指導で、実情に即するようにやつていきたいというような御答弁がありましたが、さて、そこで問題のは、施設緑地の指定は、新都市計画法によりまして、法律第五十五条第一項ですか、都道府県知事が指定の権限を持つてているわけですね。市町村長が指定の権限を持つてているわけではありません。したがって、かりに行政指導として——十二月九日に、建設省都市局長が各都道府県知事あてに出した通牒がありますね。これですと、施設緑地の指定については、おおむね二ヘクタール以上というワクをはめています。そして、それ以上のものについては都道府県知事がこの指定をやつてもいいのだということになっているだろうと思うのですが、結局、いま大臣のお考えになつてゐる茶烟とか、あるいは九州等で問題になつてゐるので、ソシジか何かの栽培をやつてゐるものがあるそうですが、そういうものについて、二ヘクタールなくても、三反、四反程度の小規模のものであつても、それを施設緑地として認める。した

がって、建設省が出しましたこの通達については、二へクタールというワクを取り扱つて、もう少し狭い地域のものであつても施設緑地として認めるという形で、当面問題になつております。A農地に対する宅地並み課税の問題を処理しようといふうにお考えになつておられるのか。そのほかの方策もあわせ、何らかのお考え方をお持ちになつておられるのか。この点お答えをいただきたいと思います。

○渡海国務大臣 私、抽象的に申したのでございまして、具体的な措置をどうやるというようないところよりまして、私が抽象的に申し上げましたこと

○渡海國務大臣 私、抽象的に申したのでござい
まして、具体的な措置をどうやるというよなこ
とによりまして、私が抽象的に申し上げましたこ
とが実現し得るかどうか、非常に困難な面もござ
います。あらゆる面もございますので、いま慎重
に鏡意検討さしておる最中でございますが、私の
考えておりますのは、少なくとも、客観的になが
めまして、引き続いて當農をさすことが適當であ
るという農地につきましては、この際、A農地に
指定される基準がございましても、軽減の措置を
講ずるというふうな姿で行政指導していきたい。
いま端的に申されました宇治の茶畑、あるいは九
州における柏樹のための農地その他のように、客
觀的にはがめてもそうしていくことが適當である
と考えられるものは、できるだけ輕減措置が講じ
得るという姿で行政運営をしてまいりたい。
いま申されました建設省の出された通牒による
基準なんかを、その措置によつて、例外規定とし
て、各省と連絡をとつて認めていただかなければ
ならないかどうかというふうな点は、いま慎重に
検討しておるというところでございますが、抽象
的には、私の考えておりますのは、いま申された
ような、そのものは、軽減し得る措置ができるの
だというふうな行政指導をやりたい。こういうよ
うに考えております。

○山口(鶴)委員 そこで、建設省の参事官の方に
伺いますけれども、この通牒には一ヶ月以内に
上とありますね。これは、場合によつては、ある
程度通牒は改めて、新しい基準によつて出し直し
をするということも、建設省は現在考えておられ

○大塙説明員 御指摘の通牒の五十五条の指定をいたしまして、いわゆる生産緑地の規模は、おおむね二ヘクタールということに指導しておる次第でございまして、これは施設緑地でございます。将来、公園、墓地その他の施設をするためのものでございまして、その間認めるという趣旨のものでござります。

御指摘の規模につきましては、おおむねでございますので、その範囲において、彈力的な解釈の面で、この通牒に関する限りはそういたしたい。ただ、これをもう少し下げることができないかといふような議論が出てまいつておるのは承知しております。その際に、一ヘクタールまでとすべきかどうか。これは、今後の検討課題と考えております。

○山口(鶴)委員 ここは施設緑地を考えるというわけですね。生産緑地で三反、四反というものについては、別にこの通牒の中には何にもありませんね。そういうものについても、建設省としてはある程度配慮する通達を出すつもりはござりますか。

○大塙説明員 ただいま申しました生産緑地に類するものとしては、われわれの現在の法制上ございませんけれども、今後の検討課題としておりまするものは、ゾーニング、いわゆる地域性として規制をするような線が、都市の中に、個人の所有のまま残ること。これが都市計画上有意義であるというような意味のゾーニングとして、地域性として考える必要があるかどうかにつきまして、現在、都市計画中央審議会におきまして検討中でございまして、その考え方は、そういう方向で近く結論を出したいと思っておる次第でございます。そういう場合には、その規模等につきましては、おおむね二ヘクタール以下であっても、遮断あるいは避難の際の有効な空間利用とか、そういう施設緑地以外の都市空間の有益性ということに着目して検討いたしておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 施設緑地、生産緑地を含めて、

ある程度彈力性ある考え方を建設省もとろうとしているということはわかります。ただ、この法第五十五条第一項の指定というのは、都道府県知事ですね。そこで、問題になるのは、先ほど佐々木さんもお答えになりましたが、百一の団体においてはまだ条例が未制定である。これは、その市町村が非常に苦労しておられる証拠だろうと思うのですが、問題は、この市町村長さんが、この同定資産税については、徵稅令書を発するいわば責任者になるわけですね。したがって、ある程度彈力ある措置をとるよう行政指導をするという場合に、この都市計画法の指定という、都道府県知事の権限でこの配慮ある運営をする。一方、具体的にこの税の問題になる責任者は市町村長ですね。だから、その点に着目いたしまして、私ども、地方税法改正では、市町村長に申請し、市町村長が確認した場合はできるのだという法律改正をしなければ、やはりその間がすっきりしないではないかという考え方を持って、先ほど申し上げたような法案を考えたわけです。したがって、ただいま建設省が考えておるような弹力的な運営というのは、あくまでも指定の権限は知事だ。しかし、現実に困難をするのは市町村長だ。この間、この行政指導を考える場合に、確認をする、あるいは、この地域は農地並みの課税として扱うんだということをきめる権限、それが市町村長にあるような形にしなければ、やはり実効があがらぬのじゃないかというふうに私は思うのです。行政指導する場合には、市町村長がその点を確認をするという意味での根拠は、C農地についてはあるでしょう。ところが、A、B農地についてはないわけですね。この点一律はどうお考えですか。あくまでも、その指定は都道府県知事でよろしいとお考えですか。ある程度、市町村長に対して、その確認の権限を与える。そういう形での解決のしかたというものはお考えになつておられないのか。この点お答えをいただきたいと思うのです。

都市計画上の要請から、将来の施設緑地として確
定による緑地といふのは、これはやはり純粹に、
都市計画上の要請から、将来の施設緑地として確
保しておきたいというものでござります。これは
法律の規定によりまして、当然に従来の課税が存
続する地域ということになるわけでござります。

そこで、いまの問題は、こうした施設緑地といふものがその都市に必要とされる面積、あるいは個所数というものは、おのずから限度があるであらう。そういたしますと、市町村の実態から見れば、これらに随伴する四十カ所の要件は、

である程度の生産課題的なものを必要とする場合、

あるいはまた、場合によつては、今後の農業上の必要性から見て、こうした生産綠地的なものがこれまでに準するものとして必要であるというような判断をした場合に、直接に都市計画法の規定には乗らないけれども、それに準じた姿で市町村が必要と認めるものについて、何らかの措置を考える必要はないだろうか。この点がいわば問題だろうと思つております。そういう場合には、やはり市町村長が、純粹に、都市計画法上の、いわば知事の指定まで持つていってやらなければならない。綠地ではないにしても、市町村独自の立場で、必要だと認められるものにつきましては、別個の措置によつてやれる、市町村長限りでやれるということを考えていかなければならない。そういたしますと、そうした綠地が、その市町村の判断において必要だと認める場合におきましては、この地方税法第六条の規定というものが適用し得る余地があるのではないか。そうした必要な条例措置を講じて、市町村長が措置をするということも可能であらうというふうに考えておるわけでござります。

○山口(鶴)委員 この問題は、またわが党の委員会からもお尋ねがあるかと思いますが、ともあれ、市町村長が必要なものについて認め得るということをきちつと柱にいたしませんと、私は、実効があがらないと思うのです。この問題につきましては、地方行政委員会でも、理事会その他で、大臣から以前お話をございましたから、今後、また

いろいろ御相談を受ける場合もあることだろうと

思いますが、少なくとも、市町村長が確認し、裁量し得る余地を明確にすることを、この問題についてはあくまでも柱とすべきであるということをこの際申し上げておくにとどめたいと私は思います。

最後に、国民健康保険法に関係いたしまして、國民健康保険の問題を一つお尋ねしたいと思うのです。

記いたしておりません。しかし、国民健康保険法の第六条で適用除外というものを規定しておりますて、特に、厚生省令で、適用除外の範囲はこれこれの者ということを列記をいたしておるようであります。その中に、「日本の国籍を有しない者。」といふことが記されておるようです。しかし、これらの対象になります方々は、大部分が韓国籍の方、あるいは中国人の方々、これが一番多いだろうあるいは朝鮮籍をお持ちのいわゆる朝鮮人の方、あるいは朝鮮籍をお持ちのいわゆる朝鮮人の方です。

うと思うのであります。これらの方々はいずれも納税の負担は負っているわけです。それから地方自治法では、当該地域の住民に対して、この健

康を守り、その生命の安全等をはかるのが自治体の任務であるということを規定しているということから考えました場合、当然「国民健康保険につきましては、誰も困るるゝは明解書の方々、十四

きがして、
朝日新聞をはじめ東洋経済の方々、中日
の方々、こういう方々も含めて被保険者として
扱うことが、地方自治法の規定からいって正し
い運用ではないだらうか。現に、全国の自治体を
見ますと、そういう方々も含めて被保険者として
運用しておられる自治体が相当多いようであります

す。私どももまた、そういう点に着目をいたしまして、全国的に、在日朝鮮人の方々、在日中国人の方々も国民健康保険の対象にすべきだという運動を実はいたしております。この点、地方自治法の自治体の任務の観点から、そのような方向が望ましいのではないかと思うのであります。ですが、自治省並びにこの問題を扱つておられる厚

○中野説明員 生者の御見解を承っておきたいと思うのです。

健康保険の適用をいたしましては、一般的には日本国民という取り扱いでございまして、特例的に条例で規定をいたしました場合に、外国人の方々も被保険者といたすという扱いをいたしております。

外国人に問しましては、その地域における外国人の方々の実態であるとか、あるいは住民感情といふうなものに即しまして、自治体が自発的に条例をおきめになつた場合に、これをすなおな形で

午後時三十分散

も、その地域の自治体で、住民感情等を考慮し

て、条例を制定して被保険者にするならば、その点は厚生省としても別に異議はないんだというところで了解してよろしいわけですね。

前半時から理事会、午前十時二十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

国民健康保険の中に取り入れていくという立場をとつておるわけでございまして、実態から申しまと、三千三百の市町村中、かような条例を制定しております。町村の数が三千三百ほどございます。約三割と四割との間くらいでございますが、永住許可をとられました韓国籍以外の方々の外国人の適用数は、約四万をこえているのが実態でございます。国民健康保険の立場をいたしましては、いま申し上げましたような、その地域における外国人

人の生活実態、住民感情等に即して条例をおきめ
いたぐくと、いうやり方で今後とも措置をしていく
という立場を一応とております。

○渡海国務大臣　いま、厚生省のほうから、下宿管でござりますので、述べられたとおりでござりますが、国籍が違うということをございますけれども、今押角ござりまることを御苦難と申つておる

れる方など、古い歴史の上からながめまして、一
がいに外国人という姿だけでできないということこ
ろに問題があるのではないかと思います。いま、
厚生省の方針として、法律的にはともかくといった
しまして、各自体のほうで、事情の許す限り確

用をしていただくという姿で指導してまいるのが
適切な指導じゃないかと思いますので、そういう
た方向で進んでおるものと考えます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、いわゆる韓国籍
を取得して永住権を持った方ばかりでなしに、い
わゆる朝鮮籍の在日朝鮮人の方々、それから、い
まやまだ同交のない中国人の方々、こういう人

で、住民感情等を考慮し